有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度自平成22年11月1日(第16期)至平成23年10月31日

アイ・ケイ・ケイ株式会社

(E24550)

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

アイ・ケイ・ケイ株式会社

目 次

第16期 7	有信	 一
【表紙】	•	······································
第一部		【企業情報】
第1		【企業の概況】
	1	
	2	
	3	
	4	【関係会社の状況】7
	5	
第2		【事業の状況】
	1	
	2	【施行、仕入、受注及び販売の状況】11
	3	
	4	【事業等のリスク】14
	5	
	6	【研究開発活動】17
	7	TO STANDARD COLUMN TO THE PROPERTY OF THE PROP
第3		【設備の状況】21
	1	
	2	【主要な設備の状況】22
	3	ESSAND CALL A CELLA
第4		【提出会社の状況】・・・・・・26
	1	【株式等の状況】26
	2	【自己株式の取得等の状況】35
	3	【配当政策】36
	4	# k to them. A tree IN W
	5	【役員の状況】37
	6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】39
第5		【経理の状況】45
	1	【連結財務諸表等】46
	2	【財務諸表等】82
第6		【提出会社の株式事務の概要】・・・・・・・110
第7		【提出会社の参考情報】 111
	1	
	2	【その他の参考情報】
第二部		【提出会社の保証会社等の情報】 112

監査報告書

内部統制報告書

確認書

頁

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成24年1月27日

【会社名】 アイ・ケイ・ケイ株式会社

【英訳名】 IKK Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 金子 和斗志

【本店の所在の場所】 佐賀県伊万里市新天町722番地5

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号

【電話番号】 050-3539-1122

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 登田 朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		平成19年10月	平成20年10月	平成21年10月	平成22年10月	平成23年10月
売上高	(千円)	_	9, 126, 602	10, 148, 455	12, 694, 958	12, 148, 024
経常利益	(千円)	_	1, 180, 349	806, 512	1, 601, 085	1, 270, 914
当期純利益	(千円)	_	677, 830	387, 562	843, 787	214, 598
包括利益	(千円)	_	_	_	_	214, 598
純資産額	(千円)	_	3, 297, 472	3, 685, 034	5, 016, 098	5, 143, 712
総資産額	(千円)	_	9, 600, 546	12, 353, 876	13, 510, 595	12, 159, 315
1株当たり純資産額	(円)	_	99, 938. 54	111, 684. 64	1, 355. 91	1, 390. 43
1株当たり 当期純利益金額	(円)	_	20, 543. 43	11, 746. 10	247. 35	58. 01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	_	_	_	247. 11	57.83
自己資本比率	(%)	_	34. 3	29.8	37. 1	42. 3
自己資本利益率	(%)	_	22. 9	11. 1	19. 4	4. 2
株価収益率	(倍)	_	_	_	3. 6	13. 6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_	1, 392, 388	1, 087, 964	2, 602, 545	887, 769
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_	△686, 550	△2, 639, 342	△804, 617	△1, 671, 013
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_	△629, 379	1, 726, 832	△134, 305	△1, 161, 764
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	_	1, 715, 086	1, 890, 540	3, 554, 162	1, 609, 153
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	— (—)	410 (142)	473 [156]	478 [194]	496 [201]

- (注) 1 当社は第13期より連結財務諸表を作成しております。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第13期及び第14期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ませんので記載しておりません。
 - 4 第13期及び第14期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 - 5 第13期から第16期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
 - 6 第15期においては、平成22年1月28日付で普通株式1株に付き100株の株式分割を行っております。
 - 7 第15期においては、平成22年7月22日に公募増資による払込みを受けたことから、400,000株の新株発行を 行っております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		平成19年10月	平成20年10月	平成21年10月	平成22年10月	平成23年10月
売上高	(千円)	8, 193, 400	8, 751, 793	9, 721, 138	12, 361, 942	11, 809, 930
経常利益	(千円)	1, 069, 831	1, 128, 755	738, 876	1, 586, 199	1, 332, 108
当期純利益	(千円)	593, 249	646, 718	361, 831	849, 270	270, 983
資本金	(千円)	92, 896	92, 896	92, 896	336, 568	336, 568
発行済株式総数	(株)	32, 995	32, 995	32, 995	3, 699, 500	3, 699, 500
純資産額	(千円)	2, 587, 403	3, 234, 122	3, 595, 954	4, 932, 501	5, 116, 500
総資産額	(千円)	8, 954, 392	9, 282, 988	12, 012, 395	13, 242, 699	11, 934, 118
1株当たり純資産額	(円)	78, 418. 06	98, 018. 57	108, 984. 82	1, 333. 32	1, 383. 07
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	23. 5 (—)	23. 5 (—)
1株当たり 当期純利益金額	(円)	17, 980. 00	19, 600. 52	10, 966. 25	248. 96	73. 25
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	_	_	_	248. 72	73. 03
自己資本比率	(%)	28. 9	34. 8	29. 9	37. 2	42.9
自己資本利益率	(%)	25. 9	22. 2	10.6	19. 9	5. 4
株価収益率	(倍)	_	_	_	3. 5	10.8
配当性向	(%)	_	_	_	9. 4	32. 1
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	366 (110)	394 [139]	457 (152)	463 [190]	470 (198)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第12期、第13期及び第14期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ませんので記載しておりません。
 - 3 第12期から第14期までの株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 - 4 第13期から第16期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第12期については当該監査を受けておりません。
 - 5 第15期においては、平成22年1月28日付で普通株式1株に付き100株の株式分割を行っております。
 - 6 第15期においては、平成22年7月22日に公募増資による払込みを受けたことから、400,000株の新株発行を行っております。

2 【沿革】

当社は、平成7年11月、佐賀県伊万里市に設立され、平成18年4月に組織再編を行っております。この 組織再編において、婚礼事業を譲受け、ホテル事業を譲渡し、葬儀事業を営んでいる株式会社極楽を完全 子会社化しております。当社設立以後の企業集団にかかる経緯は次のとおりであります。

年月	概要
平成7年11月	当社代表取締役社長金子和斗志とその親族が所有する株式会社アイ・ケイ・ケイ不動産(現 株
	式会社アイ・エス)から結婚式場とホテルの運営を引継ぎ、佐賀県伊万里市新天町466番地11にア
	イ・ケイ・ケイ株式会社を設立
平成12年9月	佐賀県鳥栖市に「ウェディング&パーティーハウス ベルアミー(現 ララシャンスベルアミ
	ー)」(鳥栖支店)をオープンし、ゲストハウス・ウェディング形式の挙式・披露宴サービスを開
	始
平成14年10月	福岡県福岡市に「ウェディング&パーティーハウス 博多の森(現 ララシャンス博多の森)」
	(福岡支店)をオープン
平成17年3月	佐賀県伊万里市に「ララシャンス迎賓館」(伊万里支店)をオープン
平成17年10月	富山県富山市に「キャナルサイドララシャンス」(富山支店)をオープン
同上	宮崎県宮崎市に「ララシャンス迎賓館」(宮崎支店)をオープン
平成18年4月	福岡県糟屋郡志免町に福岡本部を設置
同上	本社を現在の佐賀県伊万里市新天町722番地5に移転
同上	株式会社アイ・エスから婚礼事業(主として土地・建物およびこれに関連する借入金)を譲受ける
	とともにホテル事業を譲渡
同上	株式会社極楽(現連結子会社)を株式交換により完全子会社化
平成18年7月	大分県大分市に「ララシャンス迎賓館」(大分支店)をオープン
平成18年9月	石川県金沢市に「ララシャンス太陽の丘」(金沢支店)をオープン
平成19年7月	宮崎県宮崎市に「プレジール迎賓館」(宮崎第二支店 現 宮崎支店)をオープン
平成21年4月	福島県いわき市に「ララシャンスいわき」(いわき支店)をオープン
平成21年8月	「ウェディング&パーティーハウス 博多の森(現 ララシャンス博多の森)」(福岡支店)にて、
	食品安全マネジメントシステムの国際規格であるISO22000の認証を取得
平成21年9月	高知県高知市に「ララシャンス迎賓館」(高知支店)をオープン
平成21年10月	福井県福井市に「ララシャンスベルアミー」(福井支店)をオープン
平成22年7月	大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場
平成23年4月	富山県富山市にレストラン施設「キュイジーヌ フランセーズ ラ・シャンス」(富山支店)をオー
	プン
同上	再生型の婚礼事業を展開するため、福岡県糟屋郡志免町に当社100%出資の連結子会社としてス
	イート ヴィラ ガーデン株式会社 (現連結子会社) を設立
平成23年8月	岩手県盛岡市に「ララシャンスベルアミー」(盛岡支店)をオープン

(注) 平成24年1月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社(スイート ヴィラ ガーデン株式会社、株式会社極楽)の3社で構成されております。当社及びスイート ヴィラ ガーデン株式会社は、ゲストハウス・ウェディング形式 (注)の挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供を主な事業(婚礼事業)とし、株式会社極楽は、葬儀に関する企画・運営等のサービスの提供を主な事業(葬儀事業)としております。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

(注) 結婚式専用の邸宅風な会場を貸し切り、アットホームな雰囲気と自由な演出、オリジナル感を重視したウェディングスタイル

(1) 婚礼事業

事業内容

当社及びスイート ヴィラ ガーデン株式会社が、下表のとおり地方都市(九州、北陸、その他)を中心に婚礼事業を展開しております。具体的には、ウェディングプロデューサー(注1)とウェディングプランナー(注2)、ドレスコーディネーター(注3)及びシェフ・調理長(注4)が一組一組のお客様との信頼関係を築き挙式・披露宴のニーズやスタイルを引き出し、これを形にすることによってパーソナルなウェディングを提供できるよう努めております。挙式・披露宴当日には、調理部門(注5)やサービス部門が加わり、新郎・新婦、ご親族及びゲストの方々全員に感動していただけるような挙式・披露宴を提供しております。このように、打合せから挙式・披露宴当日に至るまで、新郎・新婦、ご親族及びゲストの方々をスタッフ全員が一丸となって総合的にサポートし、オリジナル感あふれる挙式・披露宴を行える体制を整えております。

- (注1)新規顧客獲得のために、挙式・披露宴の企画・提案、営業活動を行うスタッフ
- (注2)挙式・披露宴を具体的にプランニングし、実行するスタッフ
- (注3)婚礼衣裳の提案を行うスタッフ
- (注4)婚礼料理の提案を行う調理責任者
- (注5)調理部門は、「安全・安心」を最優先課題としており、平成21年8月に当社福岡支店にて食品安全マネジメントシステムの国際規格であるISO22000の認証を取得しております。

(提出会社)

出店エリア	事業所名	店舗名	所在地	バンケット数
九州	伊万里支店	伊万里迎賓館、ララシャンス迎賓館	佐賀県伊万里市	3バンケット
	里支店	ララシャンスベルアミー	佐賀県鳥栖市	3バンケット
	福岡崎支店	ララシャンス博多の森	福岡県福岡市	3バンケット
	宮崎	ララシャンス迎賓館	宮崎県宮崎市	1バンケット
	宮崎	プレジール迎賓館	宮崎県宮崎市	1バンケット
	大分支店	ララシャンス迎賓館	大分県大分市	1バンケット
北陸	富山支店	キャナルサイドララシャンス	富山県富山市	3バンケット
	富山支店	キュイジーヌ フランセーズ ラ・シャンス	富山県富山市	1バンケット
	金沢支店	ララシャンス太陽の丘	石川県金沢市	2バンケット
	福井支店	ララシャンスベルアミー	福井県福井市	2バンケット
その他	いわき支店	ララシャンスいわき	福島県いわき市	2バンケット
	高知支店	ララシャンス迎賓館	高知県高知市	1バンケット
	盛岡支店	ララシャンスベルアミー	岩手県盛岡市	1バンケット

(スイート ヴィラ ガーデン株式会社)

出店エリア	事業所名	店舗名	所在地	バンケット数
九州	福岡東店	スイート ヴィラ ガーデン	福岡県糟屋郡久山町	1バンケット

(注) 「バンケット」は披露宴会場のことであります。

② 出店方針

出店方針は、以下のとおりであります。

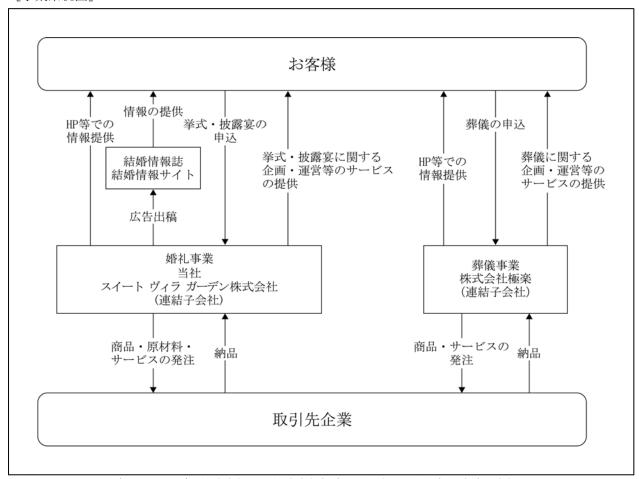
- (イ)出店候補地は、原則として人口15万人以上の都市とする。
- (ロ)商圏動向、立地条件、競合企業の動向、地域特性、採算性、設備投資の内容の各観点から出店 の妥当性を総合的に検討する。
- (ハ)出店ペースは、1年間に1~3店舗を基本とする。
- (二)婚礼スタイルの変化に対応したデザインコンセプト(注)を導入する。
 - (注) お客様に支持される婚礼施設のイメージや様式
- (ホ)設備投資資金の回収の早期化を図るため、原則として土地は借地とする。

(2) 葬儀事業

株式会社極楽が、佐賀県伊万里市及び佐賀県西松浦郡有田町に4店舗の葬儀施設を有し、葬儀に関する企画・運営等のサービスの提供を行っております。同社は、旧商号の「九州公善社」(商標登録済)を 使用して同地域において葬儀事業を展開しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



(注) スイート ヴィラ ガーデン株式会社及び株式会社極楽は、当社100%出資の連結子会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容
(連結子会社) スイート ヴィラ ガーデン株式会社	福岡県糟屋郡 志免町	50, 000	婚礼事業	100. 0	当社グループの婚礼部門を担当 しております。 当社より資金援助を受けており ます。 役員の兼任 2名
株式会社極楽	佐賀県伊万里市	50, 000	葬儀事業	100. 0	当社グループの葬儀部門を担当しております。 当社より資金援助を受けております。 当社より債務保証及び担保提供を受けております。 役員の兼任 4名

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 - 2 上記連結子会社は、全て特定子会社であります。
 - 3 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
婚礼事業	454 (198)
葬儀事業	14 (3)
全社 (共通)	28 (0)
合計	496 [201]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の〔外書〕は、アルバイトの年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
470 [198]	28. 4	4. 3	3, 289, 595

セグメントの名称	従業員数(名)
婚礼事業	442 [198]
全社 (共通)	28 [0]
合計	470 (198)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の〔外書〕は、アルバイトの年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、当社から他社への出向者を含んでおりません。

- 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 5 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しておりま す。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移していたものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、サプライチェーンの混乱や製造業における生産活動の停滞、個人消費の低迷等、厳しい状況に陥りました。その後、徐々に生産体制や個人消費は持ち直しつつありますが、原発の問題に加え、海外における金融不安、急激な円高などの影響により、景気の先行きにつきましては、依然として不透明な状況が続いております。

ウェディング業界におきましては、平成22年の婚姻件数は70万214組であり(厚生労働省「平成22年 人口動態統計(確定数)の概況」)、ゲストハウス・ウェディングの需要は底堅く推移しております が、専門式場やホテルのリニューアル、価格競争の激化、顧客ニーズの多様化等により、業界内の競合 は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、「お客さまの感動のために!」という企業信念に基づき、お客様の「感動の最大化」を図るため接客力・企画提案力の向上に努めるとともに、多様化するお客様のニーズに対応するための店舗展開を、地方都市を中心に堅実に進めてまいりました。具体的には、平成23年4月に当社では初めてとなるレストラン「キュイジーヌ フランセーズ ラ・シャンス」(富山支店レストラン)をオープンし、同年8月には従来型の店舗「ララシャンスベルアミー」(盛岡支店)をオープンいたしました。更に、従来とは異なる顧客層をメインターゲットとし、初期投資を抑え、オペレーションを効率化した新たなコスト構造での婚礼事業を展開するため「スイート ヴィラ ガーデン株式会社」を設立し、同年9月に「スイート ヴィラ ガーデン」(福岡東店)をオープンいたしました。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、いわき支店が一時的な営業停止を余儀なくされたこと等により、挙式・披露宴の延期、キャンセルが発生いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は12,148百万円(前年同期比4.3%減)、営業利益は1,331百万円(同21.5%減)、経常利益は1,270百万円(同20.6%減)となりました。また、特別損失として、東日本大震災及び原発事故の影響に伴う減損損失650百万円、災害による損失130百万円を計上したほか、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額51百万円を計上したこと等により、当期純利益は214百万円(同74.6%減)となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

婚礼事業

婚礼事業では、当連結会計年度に上記3店舗をオープンしたものの、東日本大震災の影響を受けたいわき支店が一時的な営業停止を余儀なくされたこと等により、売上高は538百万円(前年同期比4.4%減)減少し11,823百万円となりました。営業利益は、減収により369百万円(同22.0%減)減少し1,311百万円となりました。

② 葬儀事業

葬儀事業では、前連結会計年度及び当連結会計年度に2店舗の競合他社の出店があったものの、売上高は8百万円(前年同期比2.6%減)の減少にとどめ324百万円となりました。営業利益は、3百万円(同22.0%増)増加し20百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ 1,945百万円(前年同期比54.7%減)減少し1,609百万円となりました。

営業活動によって得られた資金は887百万円(同65.9%減)となりました。

投資活動に使用された資金は1,671百万円(同107.7%増)となりました。

財務活動に使用された資金は1,161百万円(同765.0%増)となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (4)キャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりであります。

2 【施行、仕入、受注及び販売の状況】

(1) 施行実績

当連結会計年度における施行実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)			
	施行数	前年同期比(%)		
婚礼事業	3,044組	97.8		
葬儀事業	197件	88. 3		

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成22年11月 1 至 平成23年10月3	Lβ
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
婚礼事業	2, 914, 442	99. 4
葬儀事業	100, 779	100.7
合計	3, 015, 222	99. 4

⁽注) 1 仕入高には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間取引については、相殺消去しております。

(3) 受注実績

当連結会計年度における婚礼事業の受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)					
	受注数	前年同期比(%)	受注残高	前年同期比(%)		
婚礼事業	3, 348組	109. 3	2,497組	113. 9		

⁽注) 葬儀事業の受注実績は、受注を受けてから施行までの期間が短いため記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)				
	販売高(千円)	前年同期比(%)			
婚礼事業	11, 823, 118	95. 6			
葬儀事業	324, 905	97. 4			
合計	12, 148, 024	95. 7			

⁽注) 1 販売高には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間取引については、相殺消去しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 現状の認識について

国内のウェディング業界は、結婚適齢期人口の減少や晩婚化などを背景に、挙式・披露宴件数は、緩やかに減少傾向をたどっていくものと予想されます。しかし、伝統や格式にとらわれないオリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウェディングの市場は、順調に拡大してきました。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウェディングの形態へ進出してきたほか、ホテルのリニューアルや価格競争の激化など、競合状況は一段と厳しさが増してきております。

こうした中、当社は、お客様の意識の変化や業界・競合企業の動向を十分に踏まえ、新郎・新婦、ご親族及びゲストの方々全員に感動していただける挙式・披露宴を提供できるように努め、「感動創造業」として社会に貢献していく方針であります。このため、①優良な人財の確保と育成、②情報収集力・分析力の強化、③お客様に関する安全対策の強化、④既存店のクオリティの維持・強化、⑤接客力・企画提案力の更なる向上、⑥堅実な店舗展開の6項目を重要な課題としてかかげ、積極的に取り組んでおります。

(2) 課題への対応について

① 優良な人財の確保と育成

当社グループでは、人は財産であるという考え方のもと、一般的な「人材」ではなく「人財」という表現に統一しております。

当社グループは、優良な人財の確保と育成が他社との差別化をはかる重要なファクターと認識し、人財の確保と育成に鋭意努めてまいりました。具体的には、人財確保については、全国規模の新卒採用活動や各出店エリアでの中途採用活動を実施し、当社の求める潜在能力や適性を有する人財を積極的に採用してまいりました。人財育成については、理念の浸透を目的とした理念研修、顧客満足度向上のための業務別の実務研修、業務知識・管理能力向上のための階層別研修を組合せた研修体系により、当社グループの成長につなげてまいりました。今後も採用活動の充実・強化と経営理念に基づいた社内外での研修を推進していくことによって、優良な人財の確保と育成に努めていく方針であります。

② 情報収集力・分析力の強化

当社グループは、環境の変化に対応して行くことが企業の永続性につながるものと認識しており、 情報収集力・分析力の強化を重要な課題と位置付けております。このため、当社グループは、情報収 集のチャネルを拡大すると共に社内及びグループ企業間における情報の共有を進めてまいりました。

今後も、市場ニーズの変化に対応していくため、情報収集力・分析力の強化に努め、的確かつ迅速 な経営判断を行うことにより、企業価値の向上に努めていく方針であります。

③ お客様に関する安全対策の強化

当社グループは、お客様に関する安全対策を強化するため、平成21年8月に当社福岡支店にて食品安全マネジメントシステムの国際規格であるISO22000の認証を取得し、同支店と同水準の衛生管理体制の構築を全社横断的に推進してきたほか、運行している送迎バスの交通事故や個人情報の漏えい等を未然に防止する対策の強化に努めてまいりました。

今後も、諸規程やマニュアルの見直し、内部監査機能の強化、社外の専門家や監督官庁との連携により、安全対策の強化を更に進め、お客様の期待に応えていく方針であります。

④ 既存店のクオリティの維持・強化

当社グループは、長期・安定的な店舗運営を目指す観点から、既存店のクオリティの維持・強化を経営の重要な課題と認識しております。このため、当社グループでは、ハード面に関してはメンテナンスやリニューアルにより、ソフト面に関しては著名なシェフ、パティシエとの提携や社内外での研修等により、クオリティの維持・強化を図ってまいりました。今後も、お客様のニーズを反映したメンテナンスやリニューアルを継続的に実施することによって各施設のクオリティを維持・強化していくと共に、お客様の声、現場の声、社内外での研修の成果をソフト面に反映させることによって、挙式・披露宴の質の向上に努めていく方針であります。

⑤ 接客力・企画提案力の更なる向上

当社は、新郎・新婦、ご親族及びゲストの方々全員に感動的な挙式・披露宴を提供する「感動創造業」であり、それぞれのお客様に応じた高い接客力や企画提案力が常に求められております。このため、当社では、経営理念に基づいた社内外での研修を通じて「人間力」アップを図るとともに現場での実践を通してホスピタリティを高め、情報の共有を進めながらお客様への応対に努めてまいりました。今後もお客様満足度の向上を図り、それぞれの出店エリアにおいてお客様から最も支持される結婚式場という「トップ・ブランド」を構築していくため、接客力・企画提案力の更なる向上に努めていく方針であります。

⑥ 堅実な店舗展開

当社グループは、地域に根ざした長期・安定的な店舗運営を重要課題と認識し、地方都市を中心に 堅実な店舗展開を進めてまいりました。平成23年4月には富山県富山市に当社では初めてとなるレストランを出店し、同年8月には岩手県盛岡市に婚礼施設を出店いたしました。また、子会社「スイート ヴィラ ガーデン株式会社」の設立により、同年9月には福岡県糟屋郡久山町に当社グループでは初となる再生型婚礼施設を出店いたしました。今後も、首都圏等への進出も視野に入れ、人財育成とのバランスを図りながら過去の出店ペースを基本に出店していくと共に、将来的には当社グループの強みを発揮できる分野への進出を国内外を問わず検討していく方針であります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業内容について

① 市場について

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、わが国の結婚適齢期人口は減少傾向が継続すると 予測されており、また挙式・披露宴を実施しないカップルや晩婚化というお客様の意識の変化によっ ても、挙式披露宴市場の規模が縮小していく可能性があると認識しております。こうした中、当社は 接客力・企画提案力を更に向上させ、感動的な挙式・披露宴の提供に努めておりますが、想定を上回 るスピードで市場が縮小し、受注が計画どおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を与 える可能性があります。

② 競合について

当社グループの主力事業が属しているウェディング業界では、ゲストハウス・ウェディングの需要が伸張していることを背景に、専門式場がゲストハウス・ウェディングの形態へ進出してきたほか、ホテルのリニューアルや価格競争の激化など、取巻く環境は年々厳しさが増しております。この傾向は今後も継続していくものと考えられ、当社の出店エリアに有力な競合店が複数出店してきた場合には、更に競争が激化し受注に影響が生じるため、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③ 婚礼スタイルについて

当社グループは、時代のニーズを的確にとらえ、平成12年9月に佐賀県鳥栖市においてゲストハウス・ウェディング事業を開始し、以降、店舗展開を進めてまいりました。今後も、時代のニーズやトレンドを把握し対応していく方針でありますが、20代、30代の若者を中心とする顧客層の間で婚礼スタイルに対する意識・嗜好に変化が生じ、ゲストハウス・ウェディングに代わる新たな婚礼スタイルが主流となることも想定されます。こうした婚礼スタイルの変化への対応に遅れが生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

④ 人財の確保と育成について

当社グループは、優良な人財の確保と育成が他社との差別化をはかる重要なファクターだと認識し、人財の育成と新卒及び中途の採用活動に積極的に取り組んでおります。特に人財の育成に関しては、経営理念に基づいた体系的な研修を実施することによってその強化を図っております。このように当社グループでは、優良な人財の確保と育成を強化しておりますが、計画どおりに確保と育成が進まない場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因となり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 出店について

当社グループは、出店候補地の立地条件や商圏動向、競合企業の動向、地域特性、採算性及び設備 投資の内容などを総合的に検討しながら店舗展開を行っておりますが、出店条件に合致する物件が見 つからない場合は、計画的な出店が進まず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。 また、出店に際しては先行費用が発生するため、出店が集中した場合には短期的に業績に影響を与え る可能性があります。当社グループが出店した店舗について、収益性が著しく低下し減損の認識がな された場合には減損損失が発生し、財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑥ 有利子負債について

当社グループは、新規出店に伴う設備投資資金を主として金融機関からの借入により調達してまいりましたので、総資産残高に対する有利子負債残高の割合が次表のとおり高い水準で推移しております。当社グループとしましては、引続き出店を行っていく方針であるため、当分の間は有利子負債依存度が相対的に高い水準で推移していくことが予想されます。

このような状況の中、金融情勢の変化などにより計画どおりに資金調達ができずに計画的な出店が 困難となる場合や市場金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には、当社グループの資金繰 りや業績に影響を与える可能性があります。

	前連結会計年度末	当連結会計年度末
	(平成22年10月31日)	(平成23年10月31日)
有利子負債残高(千円)	5, 456, 885	4, 381, 713
総資産残高(千円)	13, 510, 595	12, 159, 315
有利子負債依存度(%)	40. 4	36.0

- (注) 1 有利子負債残高は、借入金及び社債の合計であります。
 - 2 有利子負債依存度は、有利子負債残高を総資産残高で除した数値を記載しております。

なお、当社は、平成20年9月30日に金融機関7社を貸付人として、当社の新店舗設備資金の一部として総額3,300百万円のコミット型シンジケートローン契約を締結しており、当該契約には財務制限条項が付されております。当連結会計年度末の借入残高は2,637百万円であり、この財務制限条項に抵触した場合、各条項の変更につき金融機関と新たな合意がなされなければ当該借入金の返済を求められ、当社グループの資金繰りや業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制について

① 衛生管理について

当社は、挙式・披露宴時に料理や飲料を提供しているため、食品衛生法の規制を受けており、スタッフの日常の体調管理や調理工程の管理、臨時従業員まで含めた定期的な腸内細菌検査、外部機関による定期的な消毒や検査など、全社レベルで体系的な衛生管理に努めております。こうした中、平成21年8月に当社福岡支店にて食品安全マネジメントシステムの国際規格であるISO22000の認証を取得し、同支店と同水準の衛生管理体制の構築を全社横断的に推進しているところであります。

このように、当社は「安全・安心」を調理業務の最優先課題と位置づけ、食品事故の未然防止に努めておりますが、万一食中毒などの食品事故が発生した場合には、営業許可の取消しや営業の停止などを命ぜられるほか、社会的信用の低下、損害賠償請求の発生などにより当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

② 個人情報の管理について

当社グループは、婚礼部門では新郎・新婦、ご親族及びゲストの方々の、葬儀部門では喪主及び喪家の方々の個人情報をそれぞれ取扱っております。当社グループは、これらの個人情報を保護するため「個人情報管理規程」を制定し、個人情報の機密保持と個人情報の取扱いには細心の注意を払っておりますが、個人情報が外部に漏洩した場合には、個人情報取扱事業者として勧告または命令を、またその対応によっては処罰を受ける対象となります。このような事態が発生した場合には、社会的信用の低下、損害賠償請求の発生などにより当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) その他

① 感染症による影響について

季節性インフルエンザ以外に、新型インフルエンザ等の感染症が広範囲に流行する可能性が我が国でも指摘されております。当社グループの施設には不特定多数のお客様が来館されるため、全スタッフのうがい・手洗いを徹底し、予防接種を義務付け、罹患した場合は隔離措置をとっております。また、会場にはアルコール消毒剤を備え置くなどお客様へも注意を促しております。このように、当社グループでは感染症の予防対策に取り組んでおりますが、国内で深刻な感染症が大規模に流行し、業務を中断せざるを得なくなった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

② 自然災害について

当社グループは、国内12都市及びその近郊で事業を展開しておりますが、これらの出店地域において予測不能の地震・風水害等の自然災害が発生し、施設に影響が生じ、事業を中断せざるを得ない状況となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。また、当社グループはこのような自然災害に対して保険を付保しておりますが、損害額が保険金額を上回る場合には当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。具体的には「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。これらの連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性の存在により、これらの見積りと異なる場合があります。なお、将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(2) 経営成績の分析

当連結会計年度は、売上高12,148百万円(前年同期比4.3%減)、売上総利益6,659百万円(同5.3%減)、営業利益1,331百万円(同21.5%減)、経常利益1,270百万円(同20.6%減)、当期純利益214百万円(同74.6%減)となりました。

① 売上高

婚礼事業の売上高は、538百万円(前年同期比4.4%減)減少し11,823百万円となりました。この主な要因は、当連結会計年度に3店舗をオープンしたものの、東日本大震災の影響を受けたいわき支店の施行組数が163組(同59.9%減)減少したことによるものであります。なお、社内外での研修をとおした営業力の強化やサービスの質の向上、営業施策の見直しと改善、自社開発の営業支援システムの運用による業績管理の強化等により、受注組数は3,348組(同9.3%増)となり、受注残高につきましても2,497組(同13.9%増)と、ともに過去最高を計上しました。

葬儀事業では、前連結会計年度及び当連結会計年度に2店舗の競合他社の出店があったものの、売上高は8百万円(同2.6%減)の減少にとどめ324百万円となりました。

② 売上原価、売上総利益

売上原価は、売上高の減少に伴い前連結会計年度に比べ173百万円(前年同期比3.1%減)減少し5,488百万円となりました。

この結果、売上総利益は前連結会計年度に比べ372百万円(同5.3%減)減少し6,659百万円となりました。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ7百万円(前年同期比0.1%減)減少し5,327百万円となりました。これは主に、新規出店に伴う費用の増加を既存店のコスト削減により吸収したことによるものであります。なお、売上高に占める同比率は前連結会計年度に比べ1.9ポイント上昇し43.9%となりました。

この結果、営業利益は前連結会計年度に比べ365百万円(同21.5%減)減少し1,331百万円となりました。

④ 営業外収益及び営業外費用、経常利益

営業外収益は、前連結会計年度に比べ8百万円(前年同期比46.9%減)減少し9百万円となりました。また、営業外費用は、前連結会計年度に計上した公募増資に伴う株式交付費が発生しなかったことに加え、借入金の減少に伴う支払利息の減少等により、前連結会計年度に比べ43百万円(同38.3%減)減少し69百万円となりました。

この結果、経常利益は前連結会計年度に比べ330百万円(同20.6%減)減少し1,270百万円となりました。

⑤ 特別利益及び特別損失、税金等調整前当期純利益

特別利益は、災害保険金収入等により68百万円となりました。また、特別損失は、前連結会計年度に比べ841百万円増加し852百万円となりました。これは主に、東日本大震災及び原発事故の影響に伴う減損損失650百万円、災害による損失130百万円を計上したほか、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額51百万円を計上したことによるものであります。

この結果、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度に比べ1,103百万円(前年同期比69.4%減)減少し486百万円となりました。

⑥ 当期純利益

税効果会計適用後の法人税等負担額は、前連結会計年度に比べ474百万円(前年同期比63.6%減)減少し271百万円となりました。

以上の結果、当期純利益は前連結会計年度に比べ629百万円(同74.6%減)減少し214百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

① 流動資産

流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ1,989百万円(前年同期比47.2%減)減少し2,223百万円となりました。これは主に、「キュイジーヌ フランセーズ ラ・シャンス」(富山支店レストラン)、「ララシャンスベルアミー」(盛岡支店)及び「スイート ヴィラ ガーデン」(福岡東店)の取得に伴う支払い、借入金の返済及び法人税等の支払い等により、現金及び預金が1,945百万円減少したことによるものであります。

② 固定資産

固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ638百万円(前年同期比6.9%増)増加し9,935百万円となりました。これは主に、有形固定資産の増加250百万円及び繰延税金資産の増加344百万円であります。有形固定資産につきましては、上記3店舗を出店いたしましたが、いわき支店の固定資産の減損等により250百万円の増加となりました。

③ 流動負債

流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ790百万円(前年同期比20.5%減)減少し3,069百万円となりました。これは主に、未払法人税等が488百万円減少したことによるものであります。

④ 固定負債

固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ688百万円(前年同期比14.9%減)減少し3,946百万円となりました。これは主に、当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」等を適用し資産除去債務を270百万円計上した一方で、長期借入金が916百万円、社債が70百万円それぞれ減少したことによるものであります。

⑤ 純資産

純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ127百万円(前年同期比2.5%増)増加し5,143百万円となりました。これは主に、当期純利益214百万円を計上したことと86百万円の配当を実施したことによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ 1,945百万円(前年同期比54,7%減)減少し1,609百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は、887百万円(前年同期比65.9%減)となりました。主な収入要因は、税金等調整前当期純利益486百万円、減価償却費877百万円及び減損損失650百万円であり、主な支出要因は、法人税等の支払額1,067百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用された資金は、1,671百万円(同107.7%増)となりました。これは主に、当連結会計 年度にオープンした3店舗等の有形固定資産の取得による支出1,602百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用された資金は、1,161百万円(同765.0%増)となりました。主な収入要因は、「スイート ヴィラ ガーデン」(福岡東店)の取得のための長期借入れによる収入250百万円であり、主な支出 要因は、長期借入金の返済による支出1,255百万円、社債の償還による支出70百万円及び配当金の支払 額86百万円であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、競合の激化、婚礼スタイルの変化、当社出店条件に合致した候補地が見つからないことによる出店計画の変更等が経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。これらの要因に対処するため、お客様のニーズに応じた挙式・披露宴を提供する体制、マーケットやトレンドの変化に関する情報収集体制、衛生管理体制、新規・再生不動産物件の情報収集体制の強化に取り組んでおります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、ウェディング業界における環境変化に対応し、お客様のライフスタイルやニーズを 的確に捉え、それぞれのお客様に応じた挙式・披露宴を提供してまいりました。引き続き、経営理念に 基づいた最善の戦略を立案し実行することにより顧客創造に努め、将来的には当社グループの強みを発 揮できる分野への進出を国内外を問わず検討していく方針であります。

内部管理面では、健全で透明性の高い企業として市場から継続的に高い評価を得られるよう、コーポレート・ガバナンス体制、内部統制システムの更なる充実、強化を推進していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資については、新店舗の開設、既存店の修繕・改装などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資(無形固定資産を含む)の総額は1,822百万円であり、セグメントごとの設備 投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 婚礼事業

当連結会計年度の主な設備投資(無形固定資産を含む)は、新規出店を中心として総額1,806百万円の 投資を実施しました。主な内訳は、富山支店レストラン施設377百万円、盛岡支店827百万円、スイート ヴィラ ガーデン株式会社福岡東店212百万円であります。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(2) 葬儀事業

重要な設備の投資及び除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】 (1) 提出会社

						額(千円)		十,以23年10月3	11/2012
事業所名	1 H H 1 1 1 1			ı		I I			公子茶 白 杯
「店舗名」 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	従業員数 (名)
伊万里支店									
「伊万里迎賓館」						100 400			0.5
「ララシャンス	婚礼事業	婚礼施設	589, 991	2, 992	16, 721	163, 463	2, 191	775, 360	35
迎賓館」						(2,656)			[34]
(佐賀県伊万里市)									
鳥栖支店									
「ララシャンス	婚礼事業	4氏-51 - 45-5几	E10 075	0.575	16 000	834, 947	000	1 004 001	43
ベルアミー」	好 化 争 未	婚礼施設	510, 975	2, 575	16, 023	(12, 888)	399	1, 364, 921	(25)
(佐賀県鳥栖市)									
福岡支店									
「ララシャンス	婚礼事業	婚礼施設	568, 475	1, 106	18, 558	244, 612	2, 257	835, 010	56
博多の森」	好化学未	グロイロル正真文	500, 475	1, 100	10, 556	(8, 212)	2, 201	655, 010	[30]
(福岡市博多区)									
富山支店									
「キャナルサイド	婚礼事業	婚礼施設	541, 154	2,025	15, 822		2, 187	561, 190	58
ララシャンス」	カロリロヂボ	プロコロル世界人	071,104	2,020	10,022	(-)	۵, 101	501, 150	[16]
(富山県富山市)									
宮崎支店									
「ララシャンス	婚礼事業	婚礼施設	242, 904	3, 476	4, 328	. – .	12,673	263, 383	22
迎賓館」	74103.70	74 TUNERA	212, 301	0, 110	1, 020	(–)	12,010	200, 000	[9]
(宮崎県宮崎市)									
大分支店									
「ララシャンス	婚礼事業	婚礼施設	338, 614	1,376	8, 030		885	348, 907	24
迎賓館」	7 11 12 3 710) H 10%2BX	000,011	1,010	0,000	(–)	000	010,001	(21)
(大分県大分市)									
金沢支店									
「ララシャンス	婚礼事業	婚礼施設	606, 617	1, 483	12, 353	170, 717	4, 256	795, 428	40
太陽の丘」			,		,	(4, 366)	2, 2 2 2	, ===	[20]
(石川県金沢市)									
宮崎支店									0.5
「プレジール	婚礼事業	婚礼施設	359, 581	586	7, 942	(-)	1, 545	369, 655	27
迎賓館」 (宮崎県宮崎市)						(–)			[8]
いわき支店									0.1
「ララシャンス いわき」	婚礼事業	婚礼施設	245, 985	10, 759	16, 275	(-)	1, 215	274, 235	21 (8)
(福島県いわき市)						(–)			(0)
高知支店									
「ララシャンス						_			35
迎賓館」	婚礼事業	婚礼施設	591, 817	7, 693	15, 720	(-)	1, 455	616, 687	(8)
(高知県高知市)						`			
福井支店									
「ララシャンス	ne traban	DE LI CLER				189, 666			36
ベルアミー」	婚礼事業	婚礼施設	780, 904	6, 024	19, 440	(2, 184)	9, 272	1, 005, 308	(10)
(福井県福井市)						·			
盛岡支店									
「ララシャンス	婚礼事業	紙力士伝引	605 600	0.411	E0 004	_	01 007	700 500	30
ベルアミー」	/41/11/ 李来	婚礼施設	695, 699	8, 411	58, 084	(-)	21, 337	783, 532	[2]
(岩手県盛岡市)									
富山支店									
「キュイジーヌ		レストラン				_			15
フランセーズ	婚礼事業	施設	319, 257	_	26, 968	(-)	598	346, 824	(7)
ラ・シャンス」		//EIX				`			''
(富山県富山市)									
福岡本部		1				37, 140			28
(福岡県糟屋郡	_	本部施設	54, 085	245	5, 267	(763)	36, 308	133, 046	(0)
志免町)									

⁽注) 1 帳簿価額のうち「その他」は無形固定資産であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

² 現在休止中の主要な設備はありません。 3 従業員数欄の〔外書〕は、アルバイトの年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

4 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借として、以下のものがあります。

ま業所名 「店舗名」 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	面積(㎡)
伊万里支店 「伊万里迎賓館」 「ララシャンス迎賓館」 (佐賀県伊万里市)	婚礼事業	土地	8, 266
福岡支店 「ララシャンス博多の森」 (福岡市博多区)	婚礼事業	土地	8, 665
富山支店 「キャナルサイドララシャンス」 (富山県富山市)	婚礼事業	土地	9, 339
宮崎支店 「ララシャンス迎賓館」 (宮崎県宮崎市)	婚礼事業	土地	5, 525
大分支店 「ララシャンス迎賓館」 (大分県大分市)	婚礼事業	土地	10, 909
金沢支店 「ララシャンス太陽の丘」 (石川県金沢市)	婚礼事業	土地	5, 726
宮崎支店 「プレジール迎賓館」 (宮崎県宮崎市)	婚礼事業	土地	2, 976
いわき支店 「ララシャンスいわき」 (福島県いわき市)	婚礼事業	土地	20, 312
高知支店 「ララシャンス迎賓館」 (高知県高知市)	婚礼事業	土地	5, 508
福井支店 「ララシャンスベルアミー」 (福井県福井市)	婚礼事業	土地	8, 305
盛岡支店 「ララシャンスベルアミー」 (岩手県盛岡市)	婚礼事業	土地	11, 572
富山支店 「キュイジーヌ フランセーズ ラ・シャンス」 (富山県富山市)	婚礼事業	土地	846

5 上記の他、連結会社以外からの主要なリース設備として、以下のものがあります。

事業所名	設備の内容	年間リース料(千円)	リース料残高(千円)
各支店	車両・事務機器	13, 886	6, 331

(2) 国内子会社

平成23年10月31日現在

0.11.6	事業所名	セグメント 記供の力		グメント 乳(株の内容)						従業員数	
会社名	「店舗名」 (所在地)	の名称			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	(名)
スト ヴィー ラ ガー デン(株)	福岡東店 「スイート ヴィラ ガーデン」 (福岡県糟屋郡 久山町)	婚礼事業	婚礼施設	179, 749	I	23, 815	(-)	ı	203, 565	12 [0]	
	伊万里店 「伊万里セレモニー ホール」 (佐賀県伊万里市)	葬儀事業	葬儀施設	177, 314	1, 351	852	(-)	614	180, 132	14 [3]	
㈱極楽	西有田店 「セレモニー ホールシオン」 (佐賀県西松浦郡 有田町)	葬儀事業	葬儀施設	9, 809	18	116	(-)	ı	9, 944	1	
(四)1型木	山代店 「セレモニーホール シオン・山代」 (佐賀県伊万里市)	葬儀事業	葬儀施設	41, 637	ı	177	(-)	ı	41, 814	1	
	有田店 「有田セレモニー ホール」 (佐賀県西松浦郡 有田町)	葬儀事業	葬儀施設	101, 842	57	758	(-)	10, 060	112, 718	_	

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は無形固定資産であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2 現在休止中の主要な設備はありません。
 - 3 従業員数欄の〔外書〕は、アルバイトの年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 4 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借として、以下のものがあります。

会社名	事業所名 「店舗名」 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	面積(㎡)
ス イ ヴィ ラ ガ デン(株)	福岡東店 「スイート ヴィラ ガーデン」 (福岡県糟屋郡久山町)	婚礼事業	婚礼施設	2, 365
	伊万里店 「伊万里セレモニーホール」 (佐賀県伊万里市)	葬儀事業	土地	5, 887
	西有田店 「セレモニーホールシオン」	葬儀事業	土地	3, 936
㈱極楽	(佐賀県西松浦郡有田町)	3年俄尹未	葬儀施設	361
	山代店 「セレモニーホールシオン・山代」 (佐賀県伊万里市)	葬儀事業	土地	5, 000
	有田店 「有田セレモニーホール」 (佐賀県西松浦郡有田町)	葬儀事業	土地	5, 057

5 上記の他、連結会社以外からの主要なリース設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の拡充

会社名	事業所名 「店舗名」	セグメント 設備の内容		グメント 乳供の中容 投資予定額 次 公理 キャン		グメント の名称 設備の内容 投資予定額 総額 (千円) 既支払額 (千円)		次入泗法士计	着手年月	完了予定	完成後の
云红石	(所在地)	の名称	政州の四台	頁並詗達刀伝	有于 中 月			年月	増加能力		
提出会社	金沢支店 「ララシャンス 太陽の丘」 (石川県金沢市)	婚礼事業	婚礼施設	307, 800	1	借入金及び 自己資金	平成24年3月	平成24年8月	1バンケット		

⁽注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

^{2 「}バンケット」は披露宴会場のことであります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	12, 000, 000	
計	12,000,000	

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年1月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3, 699, 500	3, 699, 500	東京証券取引所 (市場第二部) 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準の株式
計	3, 699, 500	3, 699, 500	_	_

⁽注) 平成24年1月20日をもって、当社株式は東京証券取引所市場第二部に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成18年8月28日の取締役会決議に基づいて発行した第1回新株予約権は、次のとおりであります。

区分	事業年度末現在 (平成23年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年12月31日)
新株予約権の数(個)	266 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,600 (注)1・6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	493 (注) 2 · 3 · 6	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年6月1日 至 平成28年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 493 資本組入額 247 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の決議によ る承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	_	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	_	_
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数及び株式数 は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。
 - 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

3 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 4 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6カ月間は権利行使をなしうるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使期間の始期あるいは当社株式がいずれかの証券取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
 - (4) その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 新株予約権の取得の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) その他の取得事由及び取得条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 6 平成22年1月28日付を以って1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成20年3月25日の取締役会決議に基づいて発行した第2回新株予約権は、次のとおりであります。

区分	事業年度末現在 (平成23年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年12月31日)
新株予約権の数(個)	220 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000 (注)1・7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	918 (注) 2 · 3 · 7	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年3月26日 至 平成30年3月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 918 資本組入額 459 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の決議によ る承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数及び株式数 は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。
 - 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times $\frac{1}{$ 分割・併合の比率

3 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 4 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6カ月間は権利行使をなしうるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使期間の始期あるいは当社株式がいずれかの証券取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
 - (4) その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編成行為時の取扱いは、以下のとおりであります。
 - 当社は、組織再編成に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
 - (1) 合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する会社

- 6 新株予約権の取得の条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が、注4(1)(2)に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (3) その他の取得事由及び取得条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 7 平成22年1月28日付を以って1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年1月28日 (注)1	3, 266, 505	3, 299, 500	_	92, 896	_	96, 552
平成22年7月22日 (注)2	400,000	3, 699, 500	243, 672	336, 568	243, 672	340, 224

- (注) 1 平成22年1月28日付で普通株式1株につき100株の割合を以って分割いたしました。これに伴い、発行済株式総数は、3,266,505株増加し、3,299,500株となっております。
 - 2 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 1,320円 引受価額 1,218.36円

資本組入額 609.18円

(6) 【所有者別状況】

	株式の状況(1単元の株式数 100株)					W - + #			
区分	政府及び 地方公共	文府及び 地方公共 金融機関		その他の	外国法人等		個人	計	単元未満 株式の状況 (株)
	団体	並 慨機)	金融商品取引業者	法人	個人以外	個人	その他	₽T	(1/14)
株主数 (人)	_	8	10	30	7	1	2, 101	2, 157	_
所有株式数 (単元)	_	884	317	10, 156	617	1	25, 015	36, 990	500
所有株式数 の割合(%)	_	2. 39	0.86	27. 46	1. 67	0.00	67. 63	100.00	_

⁽注) 自己株式128 株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に28 株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
金子 和斗志	佐賀県伊万里市	1, 077, 700	29. 13
株式会社エム・ケイ・パートナーズ	佐賀県伊万里市立花町1529-7	980, 000	26. 49
金子 晴美	佐賀県伊万里市	358, 000	9. 67
アイ・ケイ・ケイ従業員持株会	福岡県糟屋郡志免町片峰3丁目6-5	134, 100	3. 62
金子 美枝	佐賀県伊万里市	75, 000	2. 02
金子 和代	佐賀県伊万里市	75, 000	2. 02
金子 和枝	佐賀県伊万里市	54, 500	1. 47
クレデイツト スイス アーゲー チユーリツヒ (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	UETLIBERGSTRASSE 231 P.O.BOX 600 CH-8070 ZURI CH SWITZERLAND (東京都千代田 区丸の内2丁目7-1決済事業部)	35, 500	0. 95
松本 正紀	福岡県糟屋郡志免町	32, 300	0.87
株式会社佐賀銀行	佐賀県佐賀市唐人2丁目7-20	29, 000	0. 78
計	_	2, 851, 100	77. 06

⁽注) 前事業年度末において主要株主であった金子晴美は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,698,900	36, 989	_
単元未満株式	普通株式 500	_	_
発行済株式総数	3, 699, 500	_	_
総株主の議決権	_	36, 989	_

② 【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アイ・ケイ・ケイ株式会社	佐賀県伊万里市新天町 722番地5	100	_	100	0.00
計	_	100	_	100	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、平成18年8月28日及び平成20年3月25日の取締役会において決議されたものであります。 当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員30 子会社取締役 1 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	_
新株予約権の取得条項に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⁽注) 提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により5名減少しております。

(第2回新株予約権)

決議年月日	平成20年 3 月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員34
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

⁽注) 提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により4名減少しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、平成23年12月12日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

本プランは、「アイ・ケイ・ケイ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、5年間を最長期間として持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することにかります。

本プランの導入に伴い、従持信託は、平成23年12月28日付で、当社代表取締役社長である金子和斗志が保有する株式を201千株(総額191百万円)取得しております。

<従持信託の概要>

- (1) 委託者: 当社
- (2) 受託者: 野村信託銀行株式会社
- (3) 受益者: 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
- (4) 信託契約日 平成23年12月12日
- (5) 信託の期間 平成23年12月12日~平成28年12月27日
- (6) 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	54	48
当期間における取得自己株式	74	66

- (注) 当期間における取得自己株式には、平成24年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

豆 八	当事業		当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	_	_	_	_	
消却の処分を行った取得自己株式	_	_	_	_	
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	_	_	_	_	
その他	_	_	_	_	
保有自己株式数	128	_	202	_	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、財政状態、投資計画等のバランスを勘案しつつ、経営成績に応じて株主への利益還元を行っていく方針であります。剰余金の配当を行う場合は年1回期末での配当を基本方針としており、配当の決定機関は、株主総会であります。当事業年度の配当につきましては、上記方針のもと、1株当たり23.5円と決定いたしました。

なお、内部留保の使途につきましては、今後の当社の事業展開を見据えた中長期的な投資原資として、主に設備資金に充当していくこととしております。

当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準目が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)
平成24年1月27日 定時株主総会決議	86	23. 5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成19年10月	平成20年10月	平成21年10月	平成22年10月	平成23年10月
最高(円)	_	_	_	1, 200	1,090
最低(円)	_	_	_	826	683

- (注) 1 最高・最低株価は、大阪証券取引所(JASDAQ市場)における株価を記載しております。なお、当社株式は、平成22年7月23日付けで大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。
 - 2 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所へラクレス市場およびNEO市場とともに、新たに開設された同取引所 JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	870	854	889	829	828	844
最低(円)	798	790	810	770	784	791

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	金 子 和斗志	昭和27年3月26日	昭和49年10月 昭和49年12月 昭和56年12月 平成7年9月	金子興業㈱(現㈱アイ・エス)入 社 同社取締役 同社代表取締役 ㈱九州積善社(現㈱極楽)代表取 締役社長(現任)	(注) 4	729, 500
取締役	衣裳部長調理部長	金子晴美		平成7年11月 昭和56年5月 昭和63年3月 平成7年11月 同上 平成8年2月 昭和62年9月	当社代表取締役社長(現任) ㈱ビジネスホテルかねこ(現㈱アイ・エス)入社 同社取締役 当社取締役な裳部長(現任) ㈱アイ・ケイ・ケイ不動産(現㈱ アイ・エス)代表取締役 ㈱九州公善社(現㈱極楽)取締役 ㈱ビジネスホテルかねこ(現㈱アイ・エス)入社 当社入社	(注) 4	358, 800 32, 600
4人州1人	刚坐即区		101H30 T 2 7121 H	平成9年9月 平成12年10月 平成23年1月	当社取締役調理部長(現任) (株極楽監査役 ((現任)	(11.) 4	32,000
取締役	管理本部長 兼経営管理 部長	登 田 朗	昭和28年7月24日	平成13年4月 平成14年7月 平成17年4月 平成17年7月 平成18年1月 平成18年5月 平成18年5月 平成19年2月 平成20年8月 平成23年1月	㈱三井住友銀行丸の内仲通支店 長 同行業務監査部上席考査役 同行人材開発部付当社出向 当社経営管理部長 ㈱極楽監査役 当社入社 当社取締役経営管理部長 ㈱極楽取締役 当社取締役経営管理部長 当社取締役経営管理部長 当社取締役管理本部長兼経営管 理部長(現任) (㈱極楽監査役(現任)	(注) 4	4, 600
取締役	人事部長	寺 澤 大 輔	昭和43年4月19日	平成 4年 4月 平成 7年11月 平成15年 5月 平成17年 4月 平成18年 5月 平成18年 6月 平成19年 2月	アイ・ケイ・ケイ㈱(現㈱アイ・ エス)入社 当社入社 当社鳥栖支店支配人 当社総支配人 当社営業部長 当社取締役 当社取締役人事部長 当社取締役人事部長(現任)	(注) 4	8, 400
取締役	経営企画部長	諸 岡 安 名	昭和34年1月7日	平成15年6月 平成16年10月 同上 平成19年1月 平成19年7月	概佐賀銀行福岡本部調査役 同行主任調査役人事企画部付当 社出向 当社経営企画室長 当社経営企画部長 当社転籍、取締役経営企画部長 (現任) (財極楽取締役	(注) 4	3, 800
取締役	営業部長	菊 池 旭 貢	昭和52年3月3日	平成11年4月 平成16年4月 平成17年2月 平成19年1月 平成19年7月 平成22年1月 平成23年4月	当社入社 当社鳥栖支店支配人代理 当社富山支店支配人 当社富山支店総支配人代理 当社営業部長 当社取締役営業部長(現任) スイート ヴィラ ガーデン㈱代 表取締役社長(現任)	(注) 4	3, 400

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	_	成富敏幸昭	和19年12月15日	平成10年6月 平成14年6月 平成18年5月 平成19年2月	㈱佐賀銀行取締役 佐銀リース㈱代表取締役専務 当社取締役 当社取締役(現任)	(注) 4	2, 100
常勤監査役	_	小 宮 秀 一 昭	!和23年6月24日	平成11年6月 平成12年10月 平成15年9月 平成18年6月 平成21年6月 平成23年1月 平成23年4月	(現	(注)5	1, 100
監査役	_	白 石 秀 徳 昭和	和14年1月18日	平成3年9月 平成10年9月 平成13年4月 平成18年1月 平成18年11月	黒木建設㈱取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 当社監査役(現任) ㈱極楽監査役	(注) 5	2, 200
監査役	_	武 田 野富和 昭和	和13年11月2日	平成5年3月 平成6年6月 平成7年6月 平成17年12月	中小企業金融公庫(現㈱日本政策 金融公庫)東京支店長 ㈱ジェー・ピー・エヌ(現㈱経営 ソフトリサーチ)福岡第2支局長 出向 同社入社 当社監査役(現任)	(注) 5	2, 300
監査役	_	直江精嗣昭和	和34年12月 4 日	昭和61年11月 平成18年9月 平成19年1月 平成20年12月 平成21年12月 平成23年8月	菅村税務会計事務所入社 A&P経営サポートセンター㈱代表取締役 当社監査役(現任) ㈱オネスト代表取締役 A&P菅村会計㈱(現㈱C&P)代表取締役 (㈱アップパートナーズコンサルタンツ代表取締役(現任)	(注) 5	1,000
計					1, 149, 800		

- (注) 1 取締役 成富敏幸は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2 監査役 小宮秀一、白石秀徳、武田野富和、直江精嗣は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3 取締役 金子晴美は、代表取締役社長 金子和斗志の配偶者であります。
 - 4 平成23年1月27日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までであります。
 - 5 平成23年1月27日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、「お客さまの感動のために!」という信念のもと、

- 一. 誠実・信用・信頼
- 一. 私たちは、お客さまの感動のために、心あたたまるパーソナルウェディングを実現します
- 一. 私たちは、お客さまの感動のために、素直な心で互いに協力し良いことは即実行します
- 一. 私たちは、国籍・性別・年齢・経験に関係なく能力を発揮する人財(ひと)に機会を与えます

を経営理念としております。これは、誠実・信用・信頼を企業経営の根底におき、お客様の感動を追求し、人財を育成していく当社の真摯な経営そのものを表現したものであります。当社は、この信念と経営理念に基づいた企業経営を通じて社会に貢献することにより、地域社会になくてはならない企業となることを経営の基本方針としております。その実現のため、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任(CSR)を果たし、当社の全ての利害関係者(ステークホルダー)から信頼を得ることが不可欠であると考えております。今後も企業統治の充実に向け、以下の体制で取り組んでまいります。

① 企業統治の体制

(イ)企業統治の体制の概要

(a) 取締役会、監査役会

取締役会は毎月1回定例的に開催し、経営の重要事項についての決定や業務執行の監督をしております。取締役会は取締役8名で構成しております。そのうち1名は社外取締役であり、取締役会での意思決定に客観的な視点を取り入れております。そのほか監査役4名も出席し、適宜意見を述べ監査の強化を図っております。また、必要に応じ臨時の取締役会を開催しております。

監査役会は、毎月1回定例的に開催し、取締役の業務執行を監査しております。監査役会は監査役4名で構成しております。その4名の監査役は全て社外監査役であり、独立した立場から監査を行っております。また、必要に応じ臨時の監査役会を開催しております。

(b) 経営会議

当社では原則週1回月曜日に、常勤取締役、常勤監査役、部長、内部監査室長等からなる経営会議を開催し、重要案件の審議、取締役会決定事項の具体策、新施策やリスク対応等を協議し、経営の迅速化を図っております。

(c) 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

(d) 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以って行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(e) 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償 責任限度額は、法令が定める額としております。

(f) 自己株式の取得

当社は自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を可能とするため、 会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取 得することができる旨を定款に定めております。

(g) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(h) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

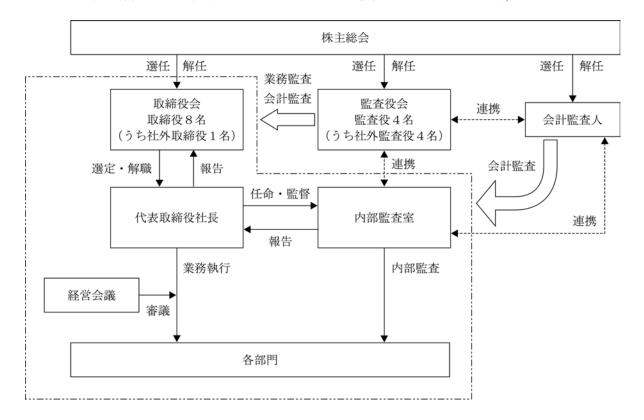
これは株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(ロ) 当該体制を採用している理由

取締役会の合議制による意思決定と監査役会による監査機能により、経営の監視、監督面が十分に機能すると判断し、現体制を採用しております。

(ハ) 当社のコーポレート・ガバナンス体制模式図

当社の機関及び内部統制システムを図示すると、次のとおりであります。



(二)内部統制システムの整備状況

当社は、平成19年7月12日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について決議し、更に、平成22年1月28日開催の取締役会において、以下のとおり改定しております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i)取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう、経営理念、「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、通達等を定め、研修、諸会議、社内回覧等により社内徹底を図り、その遵守を行う体制とする。また、内部監査を通じ、使用人の職務執行の法令・定款・社内規程等への適合性を点検する。
 - (ii)取締役の職務執行を監督するために、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ開催される臨時取締役会において、各取締役はそれぞれの職務の執行状況を報告すると共に、他の取締役の職務執行状況を相互に監視する。また監査役も取締役会、その他の会議出席を通じ、取締役の職務執行状況を監視する。
 - (iii)「内部通報者保護規程」に基づき、社内での相互監視システムと通報者の保護を確立することにより、取締役と使用人の職務執行の適法性を確保する。
 - (iv)取締役は、反社会的勢力からの不当な要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との一切の関係を遮断する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 法令及び「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等社内規程に基づき適 切に保管管理を行い、取締役及び監査役はこれを常時閲覧することができる体制とする。
- (c) 損失の危険の管理に関する体制

「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づき、当社の経営に悪影響を及ぼす恐れのある 事態(重大なコンプライアンス違反、甚大な被害が生じた災害、重大な食品事故等)に対しその適 切な対応を行う。有事の際には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制を整え、 必要に応じ外部専門家も対策本部に加える等損害を極小化する体制とする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則月1回の定時取締役会や、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行の執行状況の監視を行う。加えて原則毎週1回経営会議を開催し、具体的な業務の状況や諸問題に対応した機動的な業務の処理を行う体制とする。また、「職務権限規程」による適切な権限の委譲を行うことにより、効率的な取締役の職務の執行を行う。

(e) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する ための体制

子会社に関し「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の所管部署を経営企画部とする。また 子会社の取締役会決議事項、同報告事項、月次決算状況などの重要事項につき所管部へ報告させ る。また内部監査についても当社及び当社の子会社からなる企業集団を監査対象とする。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項

現時点では監査役の職務を補助すべき使用人を設置していないが、監査役から求められた場合には、内容について監査役と協議の上、速やかに設置する。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では設置していないが、監査役の要請により設置した場合には、当該使用人の指揮・命

令等は監査役の下にあることとし、その人事上の取扱いは監査役の承認を得ることとする。

- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (i)取締役及び使用人は監査役の出席する取締役会や経営会議にて職務の執行状況を報告する体制とする。また、取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。
 - (ii)「内部通報者保護規程」に基づく内部通報がなされた場合は、その内容、会社の対応等の顛末につき、監査役へ報告される体制とする。
- (i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期的に意見や情報の交換を行うことにより 監査の実効性、効率性を確保する。また「監査役会規程」、「監査役監査規程」の改廃は監査役 会が行う。加えて監査役会の要請があった場合には速やかに弁護士等の外部専門家と直接相談が できる環境を整備する。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用、評価を行うと共に、必要な是正を実施する。

(ホ)リスク管理体制

当社はリスクに対し、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づき代表取締役社長を責任者として対応を図るほか、弁護士、税理士、社会保険労務士等と顧問契約を結び、法律問題、税務問題、労働問題等のリスクに関する問題に対し、必要に応じ助言や指導を受ける体制を整備しております。

② 内部監査及び監査役監査

(イ) 内部監査体制

代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置しております。内部監査室は専任担当者2 名にて構成しており、年間計画に基づき実査を中心に内部監査を実施しております。専任担当者 のほか必要に応じ臨時の内部監査員を任命の上各部門、各支店が経営方針、関連諸法令、社内規 程等に沿った業務運営を行っているかを監査し、コンプライアンスの強化を図っております。ま た、内部監査室は、監査役、会計監査人とも相互に連携して内部監査の効率化やその質の向上を 図っております。

(口) 監査役会体制

当社は監査役会制度を採用しております。その4名の監査役は全て社外監査役であり、監査の客観性の強化・公平性の向上に資しております。定例の監査役会は毎月1回開催しており、取締役の業務執行を監査しております。また、内部監査室による臨店内部監査実施時の立会い、第2四半期末、期末でのたな卸しへの立会い等も実施しております。また、会計監査人とも、監査計画策定や監査状況説明など適宜意見交換を行うなど連携を保っております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であります。また、社外監査役は4名であります。当社の社外取締役である成富敏幸は2,100株の当社株式を所有しており、当社の社外監査役である小宮秀一は1,100株、同白石秀徳は2,200株、同武田野富和は2,300株、同直江精嗣は1,000株の当社株式を所有しております。以上5名についてこれ以外の重要な利害関係はなく、社外監査役4名を独立役員に指定しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役について、豊富な経験と専門知識、幅広い見識及び相当程度の知見を有するものを選任し、それぞれが独立した中立的な立場から経営に関与しております。社外取締役は、当社グループの現状と課題を把握し、取締役会において意見を表明しております。社外監査役も取締役会において意見を表明するほか、取締役との意見交換会の実施、会計監査人、内部監査室との密接な連携により、監査の実効性の向上を図っております。

④ 役員の報酬等

(イ)提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の金額					対象となる 役員の員数
(人員匹力	(百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	(名)
取締役 (社外取締役を除く)	154	154	_	_	_	7
監査役 (社外監査役を除く)	_	_	_	_	_	_
社外役員	21	15	_	_	6	6

- (注) 1 取締役の報酬等の金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2 報酬等の金額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額がそれぞれ含まれております。
 - (ロ)提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

- (ハ)使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの 該当事項はありません。
- (二)役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会の承認を受けた範囲内で、内規に定める役員報酬テーブルに基づき取締役報酬は、取締役会にて決定し、監査役の報酬は、監査役の協議により定めております。

- ⑤ 株式の保有状況
- (イ)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 該当事項はありません。
- (ロ)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上 額及び保有目的

該当事項はありません。

(ハ)保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑥ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は坂本克治、佐藤宏文の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また、監査業務に係る補助者は公認会計士13名、その他7名であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

ET //	前連結会	計年度	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	
提出会社	22, 000	1, 396	22, 000	_	
連結子会社	_	_	_	_	
計	22,000	1, 396	22,000	_	

⁽注) 報酬額には消費税等は含まれておりません。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、当社の行う財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等にかかる助言業務及び書簡作成業務に関するものであります。

当連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、前期の実績等を鑑み、規模・特性・監査日数を勘案した上で、合理的 に決定しております。

第5 【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年11月1日から平成22年10月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年11月1日から平成23年10月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年11月1日から平成22年10月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年11月1日から平成23年10月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年11月1日から平成22年10月31日まで)及び前事業年度(平成21年11月1日から平成22年10月31日まで)並びに当連結会計年度(平成22年11月1日から平成23年10月31日まで)及び当事業年度(平成22年11月1日から平成23年10月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、適正な連結財務諸表等を作成するため、財務会計基準機構や当社会計監査人であります新日本有限責任監査法人、その他関係団体が主催する各種研修会へも参加しております。

1 【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】

$3,554,162$ $313,982$ $74,790$ $64,912$ $112,884$ $100,101$ $\triangle 7,830$ $4,213,002$	$1,609,153$ $244,460$ $81,088$ $69,567$ $87,924$ $137,071$ $\triangle 5,627$
$313, 982$ $74, 790$ $64, 912$ $112, 884$ $100, 101$ $\triangle 7, 830$	244, 460 81, 088 69, 567 87, 924 137, 071
$313, 982$ $74, 790$ $64, 912$ $112, 884$ $100, 101$ $\triangle 7, 830$	244, 460 81, 088 69, 567 87, 924 137, 071
$74,790$ $64,912$ $112,884$ $100,101$ $\triangle 7,830$	81, 088 69, 567 87, 924 137, 071
$64, 912$ $112, 884$ $100, 101$ $\triangle 7, 830$	69, 567 87, 924 137, 071
112, 884 100, 101 \triangle 7, 830	87, 924 137, 071
100, 101 △7, 830	137, 071
△7, 830	
	$\triangle 5,627$
4, 213, 002	
	2, 223, 639
9, 341, 185	10, 782, 784
$\triangle 2, 576, 202$	$\triangle 3,826,367$
* 1 6, 764, 983	*1 6, 956, 417
181, 221	206, 636
△132, 040	△156, 452
49, 181	50, 183
** 1, 578, 983	* 1,643,983
10, 231	-
1, 202, 827	1, 385, 764
△939, 313	$\triangle 1, 118, 504$
263, 513	267, 259
8, 666, 892	8, 917, 844
96, 510	107, 259
253, 290	598, 224
290, 039	320, 547
△9, 139	△8, 200
534, 189	910, 571
9 297 592	9, 935, 676
0, 201, 002	
	$49, 181$ $**1 1, 578, 983$ $10, 231$ $1, 202, 827$ $\triangle 939, 313$ $263, 513$ $8, 666, 892$ $96, 510$ $253, 290$ $290, 039$ $\triangle 9, 139$

	前連結会計年度 (平成22年10月31日)	当連結会計年度 (平成23年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	609, 953	638, 164
1年内償還予定の社債	** 1 70,000	*1 70,000
1年内返済予定の長期借入金	*1, *2 1, 249, 172	*1, *2 1, 160, 570
未払法人税等	676, 368	188, 077
賞与引当金	149, 438	161, 491
その他	1, 104, 828	851, 095
流動負債合計	3, 859, 760	3, 069, 398
固定負債		
社債	* 1 150, 000	* 1 80,000
長期借入金	*1, *2 3, 987, 713	**1, **2 3, 071, 143
退職給付引当金	61, 573	69, 409
役員退職慰労引当金	195, 322	210, 660
ポイント引当金	42, 101	45, 891
資産除去債務	_	270, 792
負ののれん	858	_
その他	197, 167	198, 308
固定負債合計	4, 634, 736	3, 946, 204
負債合計	8, 494, 496	7, 015, 603
純資産の部		
株主資本		
資本金	336, 568	336, 568
資本剰余金	340, 224	340, 224
利益剰余金	4, 339, 374	4, 467, 036
自己株式	△67	△115
株主資本合計	5, 016, 098	5, 143, 712
純資産合計	5, 016, 098	5, 143, 712
負債純資産合計	13, 510, 595	12, 159, 315

		(単位:十円)
	前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
売上高	12, 694, 958	12, 148, 024
売上原価	5, 662, 764	5, 488, 800
売上総利益	7, 032, 193	6, 659, 223
販売費及び一般管理費	* 1 5, 335, 239	** 1 5, 327, 678
営業利益	1, 696, 954	1, 331, 544
営業外収益		
受取利息	891	566
受取手数料	2, 614	3, 440
受取保険金	3, 074	_
負ののれん償却額	1,716	858
還付加算金	2, 886	_
祝金受取額	3, 220	_
その他	2, 964	4, 351
営業外収益合計	17, 368	9, 216
営業外費用		
支払利息	78, 244	58, 976
株式交付費	18, 312	_
その他	16, 680	10, 871
営業外費用合計	113, 237	69, 847
経常利益	1, 601, 085	1, 270, 914
特別利益		
貸倒引当金戻入額	_	1, 490
災害保険金		66, 558
特別利益合計	_	68, 048
特別損失		
固定資産除却損	* ² 11, 274	*2 19, 413
減損損失	_	** 3 650, 612
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	_	51, 978
災害による損失	<u> </u>	**4 130, 593
特別損失合計	11, 274	852, 597
税金等調整前当期純利益	1, 589, 810	486, 364
法人税、住民税及び事業税	823, 484	591, 740
法人税等調整額	△77, 460	△319, 974
法人税等合計	746, 023	271, 766
少数株主損益調整前当期純利益	_	214, 598
当期純利益	843, 787	214, 598
→ 794 /F □ 1 3 IIII.	010, 101	211,000

1	"畄"	14		\Box	\subseteq	П	ı١
(里	11/	•	-	_	-	1)

		(井 1111)
	前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	_	214, 598
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	_	_
包括利益	_	* 1 214, 598
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	_	214, 598
少数株主に係る包括利益		_

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	92, 896	336, 568
当期変動額		
新株の発行	243, 672	_
当期変動額合計	243, 672	_
当期末残高	336, 568	336, 568
資本剰余金		
前期末残高	96, 552	340, 224
当期変動額	·	
新株の発行	243, 672	_
当期変動額合計	243, 672	_
当期末残高	340, 224	340, 224
利益剰余金	010, 221	010, 221
前期末残高	3, 495, 586	4, 339, 374
当期変動額	0, 100, 000	1, 000, 011
剰余金の配当	_	△86, 936
当期純利益	843, 787	214, 598
当期変動額合計	843, 787	127, 662
当期末残高	4, 339, 374	4, 467, 036
自己株式		1, 101, 000
前期末残高	_	△67
当期変動額		
自己株式の取得	△67	△48
当期変動額合計	△67	△48
当期末残高	<u></u>	<u>∠</u> 115
株主資本合計		△110
前期末残高	3, 685, 034	5, 016, 098
当期変動額	3, 003, 034	5, 010, 090
新株の発行	487, 344	_
剰余金の配当		△86, 936
当期純利益	843, 787	214, 598
自己株式の取得	△67	∆48
当期変動額合計	1, 331, 064	127, 613
当期末残高	5, 016, 098	5, 143, 712
純資産合計	0,010,000	0, 140, 112
前期末残高	3, 685, 034	5, 016, 098
当期変動額	3, 003, 034	5, 010, 090
新株の発行	487, 344	_
剰余金の配当		△86, 936
当期純利益	843, 787	214, 598
自己株式の取得	△67	∆48
当期変動額合計	1, 331, 064	127, 613
当期末残高	5, 016, 098	5, 143, 712
コ朔小汉同	5, 010, 098	0, 145, 712

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1, 589, 810	486, 364
減価償却費	914, 136	877, 620
負ののれん償却額	$\triangle 1,716$	△858
減損損失	_	650, 612
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	_	51, 978
貸倒引当金の増減額(△は減少)	590	△3, 142
賞与引当金の増減額(△は減少)	12, 018	12, 053
退職給付引当金の増減額(△は減少)	8, 874	7, 836
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	20, 970	15, 338
ポイント引当金の増減額(△は減少)	4, 094	3, 790
固定資産除却損	11, 274	19, 413
受取利息及び受取配当金	△895	△571
支払利息	78, 244	58, 976
シンジケートローン手数料	1,073	1,000
株式交付費	18, 312	_
売上債権の増減額(△は増加)	△131, 578	72, 075
たな卸資産の増減額 (△は増加)	39, 861	△10, 953
仕入債務の増減額(△は減少)	44, 374	28, 211
未払金の増減額 (△は減少)	28, 457	$\triangle 64,767$
その他	305, 868	△199, 332
小計	2, 943, 771	2, 005, 643
利息及び配当金の受取額	895	571
利息の支払額	△77, 886	△60, 297
シンジケートローン手数料の支払額	\triangle 1, 226	△1,050
法人税等の還付額	2, 257	10, 499
法人税等の支払額	△265 , 265	$\triangle 1,067,596$
営業活動によるキャッシュ・フロー	2, 602, 545	887, 769
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△742, 678	$\triangle 1,602,243$
無形固定資産の取得による支出	△24, 270	$\triangle 27,075$
その他	△37, 668	△41, 694
投資活動によるキャッシュ・フロー	△804, 617	△1, 671, 013
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	464, 100	250, 000
長期借入金の返済による支出	△997, 370	$\triangle 1, 255, 172$
社債の償還による支出	△70, 000	△70, 000
株式の発行による収入	469, 031	
自己株式の取得による支出	△67	△48
配当金の支払額		△86, 544
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u></u>	$\triangle 1, 161, 764$
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1, 663, 622	△1, 945, 008
現金及び現金同等物の期首残高	1, 890, 540	3, 554, 162
現金及び現金同等物の期末残高	*1 3, 554, 162	*1 1,609,153

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

		·
項目	前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
1 連結の範囲に関する事項	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社極楽	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 株式会社極楽 スイート ヴィラ ガーデン株式会社 上記のうち、スイート ヴィラ ガー デン株式会社については、当連結会計 年度において新たに設立したため、連 結の範囲に含めております。
2 持分法の適用に関する事 項	(1) 持分法を適用した非連結子会社数該当事項はありません。(2) 持分法を適用した関連会社数該当事項はありません。(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数該当事項はありません。	(1) 持分法を適用した非連結子会社数同左(2) 持分法を適用した関連会社数同左(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数同左
3 連結子会社の事業年度等 に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と 一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事		
項 (1) 重要な資産の評価基準 及び評価方法	たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下に よる簿価切下げの方法)によっており ます。 ① 商品 ・衣裳・引出物・引菓子 個別法 ・棺・骨壷・灯籠 移動平均法 ・その他の商品 最終仕入原価法 ② 原材料 最終仕入原価法 ③ 貯蔵品 最終仕入原価法	たな卸資産 同左 ① 商品 ・衣裳・引出物・引菓子 同左 ・棺・骨壷・灯籠 同左 ・その他の商品 同左 ② 原材料 同方 3 貯蔵品 同左
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	①有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取 得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 2年~50年 機械装置及び運搬具 2年~6年 工具、器具及び備品 2年~20年	①有形固定資産(リース資産を除く) 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
	なお、事業用定期借地権契約による 借地上の建物及び構築物については、 耐用年数を定期借地権の残存期間、残 存価額を零とした償却を行っておりま す。	同左
	②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 また、定期借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。	②無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法によっておりま す。	③リース資産 同左
	なお、所有権移転外ファイナンス・ リース取引のうち、リース取引開始日 が平成20年10月31日以前のものについ ては、通常の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理によっております。	
(3) 重要な繰延資産の処理 方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理してお ります。	創立費 支出時に全額費用として処理してお ります。
(4) 重要な引当金の計上基 準	①貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	①貸倒引当金 同左
	②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出 に充てるため、支給見込額に基づき計 上しております。	②賞与引当金 同左
	③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 連結会計年度末における退職給付債務 の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(10年)による定額法により、翌 連結会計年度から費用処理することと しております。	③退職給付引当金 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
	(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「「退職給付 に係る会計基準」の一部改正(その 3)」(企業会計基準第19号 平成20 年7月31日)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利 益及び税金等調整前当期純利益に与え る影響はありません。	
	④役員退職慰労引当金 役員の退職金の支出に備えるため、 内規に基づく期末要支給額を計上して おります。	④役員退職慰労引当金 同左
	⑤ポイント引当金 当社及び連結子会社の冠婚葬祭の会員組織に加入している会員に対して付与した特典(ポイント)の利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。	⑤ポイント引当金 同左
(5) のれんの償却方法及び 償却期間		負ののれんは、5年間で均等償却しております。
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。
(7) その他連結財務諸表作 成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左
5 連結子会社の資産及び負 債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方 法は、全面時価評価法によっておりま す。	
6 のれん及び負ののれんの 償却に関する事項	負ののれんは、5年間で均等償却しております。	
7 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年11月1日	(自 平成22年11月1日
至 平成22年10月31日)	至 平成23年10月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基 準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資 産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しており ます。 これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益は それぞれ16,460千円減少し、税金等調整前当期純利益は 68,438千円減少しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
(連結貸借対照表)	
前連結会計年度において区分掲記しておりました「未	
払金」は、負債及び純資産の100分の5以下となったた	
め、流動負債「その他」に含めて表示しております。	
なお、当連結会計年度における「未払金」は、	
293,061千円であります。	
	(連結損益計算書) 前連結会計年度において区分掲記しておりました「受 取保険金」は、営業外収益の100分の10以下となったた め、営業外収益「その他」に含めて表示しております。 なお、当連結会計年度における「受取保険金」は、 626千円であります。
	前連結会計年度において区分掲記しておりました「還付加算金」は、営業外収益の100分の10以下となったため、営業外収益「その他」に含めて表示しております。 なお、当連結会計年度における「還付加算金」は、 286千円であります。
	当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

【追加情報】

前連結会計年度	当連結会計年度		
(自 平成21年11月1日	(自 平成22年11月1日		
至 平成22年10月31日)	至 平成23年10月31日)		
	(包括利益の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計 基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用 しております。		

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年10月31日)		当連結会計年度 (平成23年10月31日)			
※1 担保資産		※1 担保資産			
担保に供している資産は次のとま	いであります。	担保に供している資産は次のとお	うりであります 。		
建物	5,097,802千円	建物	4, 250, 516千円		
土地	1, 555, 717	土地	1, 555, 717		
計	6,653,520千円	- 計	5,806,234千円		
上記に対応する債務		上記に対応する債務			
1年内償還予定の社債	70,000千円	1年内償還予定の社債	70,000千円		
1年内返済予定の長期借入金	1, 107, 001	1年内返済予定の長期借入金	1, 133, 419		
社債	150,000	社債	80,000		
長期借入金	3, 932, 362	長期借入金	3, 042, 943		
計	5,259,363千円	計	4,326,362千円		
ツ の ルカユ 三山出次人の基本品と3回5	はんたこと は 人間	V 0 业村立 - 凯佛次人の基表研心部	キナ/ここよ 4 人 声		
※2 当社は、設備資金の効率的な調道		※2 当社は、設備資金の効率的な調道			
機関7社とコミット型シンジケート 結しております。契約に基づく当道		機関7社とコミット型シンジケー 結しております。契約に基づく当道			
借入未実行残高は次のとおりであり。 一番の表表に表する。					
貸出コミットメント総額	3,300,000千円	貸出コミットメント総額	3,300,000千円		
借入実行残高	3, 300, 000 111	借入実行残高	3, 300, 000		
差引額		差引額			
左 列頓	111	左 刃帜	111		
上記コミット型シンジケートロー	-ン契約には以下	同左			
の財務制限条項が付されております	-が、これらに抵				
触した場合には当該有利子負債の-	-括返済を求めら				
れる可能性があります。					
① 平成20年10月期末及びそれ以降	その各事業年度末				
の当社の貸借対照表における純資	f産の部の合計金				
額を、平成19年10月期末の当社の)貸借対照表にお				
ける純資産の部の合計金額の75%	に相当する金額				
または直前の事業年度末の当社の)貸借対照表にお				
ける純資産の部の合計金額の75%	に相当する金額				
のうち、いずれか高いほうの金額	製以上に維持しな				
ければならない。					
② 平成20年10月期及びそれ以降の)各事業年度の当				
社の損益計算書上、2期連続して	[経常損失を計上				
してはならない。					
③ 平成20年10月期末及びそれ以降	との各事業年度末				
の当社の貸借対照表における有利	子負債の合計金				
額を2期連続して、当社の損益計					
上高の金額に12分の10を乗じた金	€額以上にしては				
ならない。					
④ 平成21年10月期末の当社の貸債	F対照表における				

有利子負債の合計金額を6,400,000千円以上にし

てはならない。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度				当連結会		
(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)			(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)			
		※ 1	151 本 本 五			及び金額は次の
※1 販売費及び一般管理費の主なとおりであります。	貫日及い金領は仏の	* 1	敗元貫及とおりであ		の土な賃日	及い金領は次の
会料及び手当 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1,318,961千円		給料及び			1,404,304千円
賞与引当金繰入額			指标及US 賞与引当			
退職給付費用	99, 531 14, 635		退職給付			108, 353 15, 507
役員退職慰労引当金繰入額	20, 970			^{貝刀} 慰労引当金繰	7、好	20, 720
減価償却費	20, 970 807, 913		減価償却		八帜	757, 577
貸倒引当金繰入額	820			』 引当金繰入額		5, 102
ポイント引当金繰入額	5, 170		V() > 1.	万日亚派 /飞旗		5, 102
ハーマー ガコ 並/床/で版	5, 170					
※2 固定資産除却損の内容は、必	てのとおりでありま	※ 2	固定資産	除却損の内容	容は、次のと	こおりでありま
す。			す。			
建物及び構築物	8,491千円		建物及び			16,836千円
機械装置及び運搬具	120			二具、器具及び	が備品)	2, 577
その他(工具、器具及び備品)	2, 566		計			19,413千円
無形固定資産(ソフトウエア)	96					
計	11,274千円					
		※ 3	減損損失			
					の資産グル	ープについて減
				上しました。		
		Г	用途	場所	種類	金額
			tectic than	福島県	建物	
			婚礼施設	いわき市	及び 構築物	650,612千円
			当社グル	L ープけ キャ		ローを生み出す
						て資産のグルー
				っております		(景/生*/ / /
						影響により営業
						ナスとなる見込
						可能価額まで減
						特別損失に計上
			しました。			
				収可能価額は	使用価値に	より算定してお
			り、将来キ	ヤッシュ・フ	ローの割引	率は国債の利回
			りを使用し	ております。		
		× ₁	巛生にト	ス铝生け 亚	战99年9日·	11日に発生した
		1				TIPに発生した ており、その主
		1				てねり、ての主 71,220千円、営
		1		、復四工争に 中の固定費46		
			木小山坳间	〒ツ川上月40	, 505 1 🗖 🤇	ソソムソ。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

※1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益

843,787千円

少数株主に係る包括利益

_

計 843,787千円

2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益 該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	32, 995	3, 666, 505	_	3, 699, 500

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 3,266,505株 公募増資による新株発行による増加 400,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	_	74	_	74

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

74株

- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年1月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	86, 936	23. 50	平成22年10月31日	平成23年1月28日

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3, 699, 500	_	_	3, 699, 500

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	74	54	_	128

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

54株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年1月27日 定時株主総会	普通株式	86, 936	23. 50	平成22年10月31日	平成23年1月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年1月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	86, 935	23. 50	平成23年10月31日	平成24年1月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金3,554,162千円現金及び現金同等物3,554,162千円	現金及び預金1,609,153千円現金及び現金同等物1,609,153千円
2	2 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基 準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指 針」を適用しております。 資産除去債務増加額 270,792千円

(リース取引関係) 前連結会計年度 当連結会計年度 平成21年11月1日 (自 平成22年11月1日 平成22年10月31日) 平成23年10月31日) 至 リース取引開始日が平成20年10月31日以前の所有権 リース取引開始日が平成20年10月31日以前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額 額及び期末残高相当額 取得価額 減価償却累 期末残高 取得価額 減価償却累 期末残高 相当額 計額相当額 相当額 相当額 相当額 計額相当額 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) 車両運搬具 81, 142 71, 181 9,961 車両運搬具 38, 944 35, 948 2,996 合計 35, 948 2,996 工具、器具 38,944 3,879 3, 454 424 及び備品 85, 021 10, 386 合計 74,635 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 同左 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 14,339千円 1年内 5,243千円 1年超 1年超 6,912 1,087 合計 合計 6,331千円 21,252千円 同左 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リー ス料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占め る割合が低いため、支払利子込み法により算定し ております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 13,886千円 26,634千円 支払リース料 支払リース料 減価償却費相当額 10, 431 減価償却費相当額 3,884 (4) 減価償却費相当額の算定方法 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%とし 同左 て計算した定率法による減価償却費相当額に9分の 10を乗じた額を減価償却費相当額としております。 (減損損失について) (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 同左

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料

1年内 5,136千円 1年超 74,044 合計 79,180千円 2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料

1年内 5,136千円 1年超 68,908 合計 74,044千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性・流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未払法人税等は、3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、経理規程に従い、売掛金については、各支店における管理者が債権回収状況を定期的に モニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、経理規程に従い、同様の管理を行っております。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、長期固定金利借入を利用しております。

- ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理 当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを回避しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	3, 554, 162	3, 554, 162	
資産計	3, 554, 162	3, 554, 162	
(1)未払法人税等	676, 368	676, 368	
(2)長期借入金(※)	5, 236, 885	5, 255, 034	18, 149
負債計	5, 913, 253	5, 931, 402	18, 149

(※)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払法人税等

これは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて 算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに 更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま す。

(注2)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

		1 年以内 (千円)
預	金	3, 548, 027
合	計	3, 548, 027

(注3)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5 年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	1, 249, 172	1, 124, 570	899, 545	601, 872	557, 856	803, 870

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性・流動性の高い金融資産で運用しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

買掛金は、事業活動から生じた営業債務であり、そのほとんどが 1_{5} 月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、経理規程に従い、売掛金については、各支店における管理者が債権回収状況を定期的に モニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、経理規程に従い、同様の管理を行っております。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、長期固定金利借入を利用しております。

- ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理 当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを回避しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	1, 609, 153	1, 609, 153	_
資産計	1, 609, 153	1, 609, 153	_
(1)買掛金	638, 164	638, 164	_
(2)長期借入金(※)	4, 231, 713	4, 241, 923	10, 210
負債計	4, 869, 877	4, 880, 087	10, 210

(※)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金

これは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて 算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに 更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま す。

(注2)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

		1 年以内 (千円)
預	金	1,601,730
合	計	1,601,730

(注3)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5 年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	1, 160, 570	935, 545	637, 872	590, 856	532, 470	374, 400

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) 当社グループは有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) 当社グループは有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) 当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) 当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 当連結会計年度 平成21年11月1日 平成22年11月1日 平成22年10月31日) 平成23年10月31日) 至 採用している退職給付制度の概要 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、退職一時金制度を設け 同左 ており、また、特定退職金共済制度に加入しており ます。 2 退職給付債務に関する事項(平成22年10月31日) 2 退職給付債務に関する事項(平成23年10月31日) ① 退職給付債務 △63,646千円 ① 退職給付債務 △71,257千円 ② 未認識数理計算上の差異 ② 未認識数理計算上の差異 2,073 1,847 ③ 退職給付引当金 △61,573千円 ③ 退職給付引当金 △69,409千円 (注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡 同左 便法を採用しております。 3 退職給付費用に関する事項(自 平成21年11月1日 3 退職給付費用に関する事項(自 平成22年11月1日 至 平成22年10月31日) 至 平成23年10月31日) ① 勤務費用 8,886千円 ① 勤務費用 7,956千円 ② 利息費用 ② 利息費用 804 933 ③ 数理計算上の差異の費用処理額 184 ③ 数理計算上の差異の費用処理額 225 ④ 退職給付費用(①+②+③) 9,875千円 ④ 退職給付費用(①+②+③) 9,115千円 (注)1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費 (注)1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費 用は「①勤務費用」に計上しております。 用は「①勤務費用」に計上しております。 2 上記の退職給付費用以外に特定退職金共済制度 2 上記の退職給付費用以外に特定退職金共済制度 の掛金8,628千円を支払っております。 の掛金10,826千円を支払っております。 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ① 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ① 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ② 割引率 1.5% ② 割引率 1.5% ③ 数理計算上の差異の処理年数 ③ 数理計算上の差異の処理年数 10年 10年 (各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期 同左 間以内の一定の年数による按分額をそれぞれ発生の翌 連結会計年度から費用処理する方法)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

- 1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

会社名	アイ・ケイ・ケイ株式会社	アイ・ケイ・ケイ株式会社
決議年月日	平成18年8月28日	平成20年3月25日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役3 当社従業員30 子会社株式会社極楽の取締役1 子会社株式会社極楽の社員1	当社取締役 1 当社従業員34
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式30,800(注) 1	普通株式24,200(注) 1
付与日	平成18年8月29日	平成20年 3 月26日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	_	_
権利行使期間	平成19年6月1日~平成28年7月31日	平成22年3月26日~平成30年3月25日

- (注) 1 平成22年1月28日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数を記載しております。
 - 2 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、業務上の疾病に起因する退任・退職および転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6ヶ月間は権利行使をなしうるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使期間の始期あるいは当社株式がいずれかの証券取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
 - (4) その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	アイ・ケイ・ケイ株式会社	アイ・ケイ・ケイ株式会社
決議年月日	平成18年8月28日	平成20年3月25日
権利確定前		
期首(株)	26, 700	24, 100
付与(株)	_	_
失効(株)	_	1,000
権利確定(株)	_	_
未確定残(株)	26, 700	23, 100
権利確定後		
期首(株)	_	_
権利確定(株)	26, 700	23, 100
権利行使(株)	_	_
失効(株)	_	_
未行使残(株)	26, 700	23, 100

⁽注) 平成22年1月28日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数を記載しております。

② 単価情報

会社名	アイ・ケイ・ケイ株式会社	アイ・ケイ・ケイ株式会社
決議年月日	平成18年8月28日	平成20年3月25日
権利行使価額(円)	493	918
行使時平均株価(円)	_	_
付与日における公平な評価 単価(円)	_	_

- (注) 平成22年1月28日付株式分割(株式1株につき100株)による調整後の1株当たりの価格を記載しております。
 - 3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 当連結会計年度に付与されたストック・オプションはありません。
 - 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法 将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
 - 5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 - (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

10,332千円

(2) 当連結会計年度中において権利行使された本源的価値の合計額

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

- 1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

会社名	アイ・ケイ・ケイ株式会社	アイ・ケイ・ケイ株式会社
決議年月日	平成18年8月28日	平成20年3月25日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役3 当社従業員30 子会社株式会社極楽の取締役1 子会社株式会社極楽の社員1	当社取締役 1 当社従業員34
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式30,800(注) 1	普通株式24,200(注) 1
付与日	平成18年8月29日	平成20年 3 月26日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	_	_
権利行使期間	平成19年6月1日~平成28年7月31日	平成22年3月26日~平成30年3月25日

- (注) 1 平成22年1月28日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数を記載しております。
 - 2 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、業務上の疾病に起因する退任・退職および転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6ヶ月間は権利行使をなしうるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使期間の始期あるいは当社株式がいずれかの証券取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
 - (4) その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	アイ・ケイ・ケイ株式会社	アイ・ケイ・ケイ株式会社
決議年月日	平成18年8月28日	平成20年3月25日
権利確定前		
期首(株)	26, 700	23, 100
付与(株)	_	_
失効(株)	100	1, 100
権利確定(株)	_	_
未確定残(株)	26, 600	22, 000
権利確定後		
期首(株)	_	_
権利確定(株)	26, 600	22, 000
権利行使(株)	_	_
失効(株)		_
未行使残(株)	26, 600	22, 000

⁽注) 平成22年1月28日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数を記載しております。

② 単価情報

会社名	アイ・ケイ・ケイ株式会社	アイ・ケイ・ケイ株式会社
決議年月日	平成18年8月28日	平成20年3月25日
権利行使価額(円)	493	918
行使時平均株価(円)	_	_
付与日における公平な評価 単価(円)	_	_

- (注) 平成22年1月28日付株式分割(株式1株につき100株)による調整後の1株当たりの価格を記載しております。
 - 3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 当連結会計年度に付与されたストック・オプションはありません。
 - 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法 将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
 - 5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 - (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

7,926千円

(2) 当連結会計年度中において権利行使された本源的価値の合計額

	前連結会計年度 (平成22年10月31日)			当連結会計年度 (平成23年10月31日)	
の内	の内訳			繰延税金資産及び繰延税金負債の発 の内訳	生の主な原因別
	延税金資産)		_	繰延税金資産)	
	充動資産		1	流動資産	
	掌 与引当金	60,496千円		賞与引当金	65,396千円
	₹払事業税	44, 973		未払事業税	14, 915
1	との他	8, 334		その他	7, 615
縛	操延税金負債(流動)と相殺	△919		繰延税金負債(流動)と相殺	△3
	計	112,884千円		計	87,924千円
	固定資産		2	固定資産	
	述価償却超過額	143,677千円		減損損失	255, 525千円
	B 職給付引当金	24, 912		減価償却超過額	189, 058
衫	是員退職慰労引当金	79, 025		資産除去債務	109, 744
そ	この他 こうしゅう	21, 227		役員退職慰労引当金	85, 238
	計	268,842千円		その他	82,696
	操延税金資産小計	381,726千円		繰延税金負債(固定)と相殺	△82, 003
部	平価性引当額	△15,552千円		計	640,258千円
絼	操延税金資産合計	366, 174千円		繰延税金資産小計	728, 183千円
				評価性引当額	△42,033千円
				繰延税金資産合計	686, 149千円
(繰	延税金負債)		(繰延税金負債)	
1 %	忙動負債		1	流動負債	
未	や収事業税	△919千円		貸倒引当金調整	△3千円
貸	資倒引当金調整	$\triangle 0$		繰延税金資産(流動)と相殺	3
絼	桑延税金資産(流動)と相殺	919		計	_
	計		2	固定負債	
絼	桑延税金負債合計			資産除去債務	△82,003千円
絼	桑延税金資産の純額	366, 174千円		繰延税金資産(固定)と相殺 計	82, 003
				繰延税金負債合計	
				繰延税金資産の純額	686, 149千円
	と定実効税率と税効果会計適用後の ・の 英思の原思しなったされ原品別		2	法定実効税率と税効果会計適用後の	
	: の差異の原因となった主な項目別の 法定実効税率	40.43%	_	率との差異の原因となった主な項目別の 法定実効税率	40.43%
	(調整)			(調整)	
交	を際費等永久に損金に算入されない」	項目 0.78%		交際費等永久に損金に算入されない。	頁目 1.53%
住	主民税均等割等	0.37%		住民税均等割等	1.17%
部	平価性引当額の増減	0.98%		評価性引当額の増減	5.44%
留	習保金課税	3.95%		留保金課税	7.79%
7	この他	0.42%		その他	△0.48%
移	党効果会計適用後の法人税等の負担	率 46.93%		税効果会計適用後の法人税等の負担	55.88%
			<u> </u>		

前連結会計年度 (平成22年10月31日) 3 税効果会計に使用する法定実効税率の変更 当連結会計年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率を前連結会計年度の 41.74%から40.43%に変更しております。 この結果、流動資産の繰延税金資産が3,568千円減少し、法人税等合計が11,535千円増加しております。 4 連結決算日後の法人税等の税率の変更 「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税制」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されます。 本お、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	767-476 A 31 G -
3 税効果会計に使用する法定実効税率の変更 当連結会計年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率を前連結会計年度の 41.74%から40.43%に変更しております。 この結果、流動資産の繰延税金資産が3,568千円減 少及び固定資産の繰延税金資産が7,966千円減少し、 法人税等合計が11,535千円増加しております。 4 連結決算日後の法人税等の税率の変更 「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を 図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及 び「東日本大震災からの復興のための施策を実施する ために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人 税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰 延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定 実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3本間は37.75%で、 それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用 した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
当連結会計年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率を前連結会計年度の41.74%から40.43%に変更しております。 この結果、流動資産の繰延税金資産が3,568千円減少及び固定資産の繰延税金資産が7,966千円減少し、法人税等合計が11,535千円増加しております。 4 連結決算日後の法人税等の税率の変更 「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり	(平成22年10月31日)	(平成23年10月31日)
情の計算に使用した法定実効税率を前連結会計年度の41.74%から40.43%に変更しております。 この結果、流動資産の繰延税金資産が3,568千円減少し、法人税等合計が11,535千円増加しております。 4 連結決算日後の法人税等の税率の変更 「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり	3 税効果会計に使用する法定実効税率の変更	
41.74%から40.43%に変更しております。 この結果、流動資産の繰延税金資産が3,568千円減少及び固定資産の繰延税金資産が7,966千円減少し、法人税等合計が11,535千円増加しております。 4 連結決算日後の法人税等の税率の変更「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり	当連結会計年度から、繰延税金資産及び繰延税金負	
41.74%から40.43%に変更しております。 この結果、流動資産の繰延税金資産が3,568千円減少及び固定資産の繰延税金資産が7,966千円減少し、法人税等合計が11,535千円増加しております。 4 連結決算日後の法人税等の税率の変更「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり	したまでまる。 信の計算に使用したまで実効税率を前連結会計年度の	
この結果、流動資産の繰延税金資産が3,568千円減少し、法人税等合計が11,535千円増加しております。 4 連結決算日後の法人税等の税率の変更 「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
少及び固定資産の繰延税金資産が7,966千円減少し、法人税等合計が11,535千円増加しております。 4 連結決算日後の法人税等の税率の変更 「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
法人税等合計が11,535千円増加しております。 4 連結決算日後の法人税等の税率の変更 「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を 図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及 び「東日本大震災からの復興のための施策を実施する ために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平 成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人 税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰 延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定 実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以 降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、 それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用 した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
4 連結決算日後の法人税等の税率の変更 「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり	少及び固定資産の繰延税金資産が7,966千円減少し、	
「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり	法人税等合計が11,535千円増加しております。	
「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		4 連結決算日後の法人税等の税率の変更
図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
ために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及
23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		び「東日本大震災からの復興のための施策を実施する
成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人 税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰 延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定 実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以 降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、 それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用 した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		ために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成
成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から法人 税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰 延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定 実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以 降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、 それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用 した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		23年法律第117号)が平成23年12日2日に公布され、平
税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定 実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以 降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、 それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用 した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定 実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以 降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、 それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用 した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		祝率が変更されることとなりました。これに伴い、繰
降に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で、 それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用 した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定
それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用 した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		実効税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以
それ以降は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用 した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		隆に開始する連結会計年度から3年間は37.75%で.
なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用 した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少 し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり		
		した場合、固定資産の繰延税金資産が72,811千円減少
		し、法人税等調整額の金額が同額増加することとなり
ます。		ます。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年10月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

婚礼施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間に応じて10年~41年と見積り、割引率は1.2370%~2.1810%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注) 229,367千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 36,576 時の経過による調整額 4,847 期末残高 270,792千円

(注)当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「婚礼事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) 海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

当社グループの報告セグメントは、婚礼事業及び葬儀事業でありますが、葬儀事業の全セグメント に占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略し ております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載 はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	婚礼事業	葬儀事業	計	主任・伯云	
減損損失	650, 612	_	650, 612	_	650, 612

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日))	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)	
1株当たり純資産額	1,355円91銭	1株当たり純資産額	1,390円43銭
1株当たり当期純利益金額	247円35銭	1株当たり当期純利益金額	58円01銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	247円11銭	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	57円83銭
当社は、平成22年1月28日付で普通株 100株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われ 合の前連結会計年度における1株当たり は、以下のとおりとなります。	たと仮定した場		
1株当たり純資産額	1,116円85銭		
1株当たり当期純利益金額	117円46銭		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期 いては、新株予約権の残高はありますが 上場であり、期中平均株価が把握出来ま ておりません。	、当社株式は非		

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 1 作当たり飛真座観の昇足工の基礎は、以下のこれりもあります。					
項目	前連結会計年度 (平成22年10月31日)	当連結会計年度 (平成23年10月31日)			
連結貸借対照表上の純資産額(千円)	5, 016, 098	5, 143, 712			
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	5, 016, 098	5, 143, 712			
普通株式の発行済株式数(株)	3, 699, 500	3, 699, 500			
普通株式の自己株式数(株)	74	128			
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	3, 699, 426	3, 699, 372			

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
1株当たり当期純利益金額		
連結損益計算書上の当期純利益(千円)	843, 787	214, 598
普通株式に係る当期純利益(千円)	843, 787	214, 598
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式の期中平均株式数(株)	3, 411, 268	3, 699, 397
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	_	_
普通株式増加数(株)	3, 305	11, 280
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	新株予約権1種類(新 株予約権の数231個) これらの詳細の情報 は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま	新株予約権1種類(新 株予約権の数220個) これらの詳細の情報 は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま

V. N. A. 31 (4) (5)	VOT-61-6-21-6-2-
前連結会計年度 (自 平成21年11月1日	当連結会計年度 (自 平成22年11月1日
至 平成22年10月31日)	至 平成23年10月31日)
該当事項はありません。	信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入 1 プランの概要 当社は、平成23年12月12日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充
	及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高 揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の 導入を決議いたしました。 本プランは、「アイ・ケイ・ケイ従業員持株会」(以
	下、「持株会」)に加入する全ての従業員を対象とする インセンティブ・プランです。本プランでは、当社が 信託銀行に「アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信 託」(以下、「従持信託」)を設定し、従持信託は、5 年間を最長期間として持株会が取得すると見込まれる
	規模の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われると共に、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配され
	ます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。
	2 従持信託の概要 (1) 名称 アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託
	(2) 委託者 当社 (3) 受託者 野村信託銀行株式会社 (4) 受益者 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の基準を対しての手続きを経て存在すると思ります。
	在するに至ります。) (5) 信託契約日 平成23年12月12日 (6) 信託の期間 平成23年12月12日~平成28年12月27日 (7) 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
	 3 従持信託による当社株式の取得の内容 (1)株式の種類 当社普通株式 (2)取得の総額 191百万円 (3)取得株式数 201,000株 (4)取得方法 当社代表取締役社長である金子和斗志が保有する株式から取得
	(5) 取得日 平成23年12月28日

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
アイ・ケイ・ケイ 株式会社	第1回無担保 変動利付社債	平成18年9月26日	220, 000 (70, 000)	150, 000 (70, 000)	0. 60	なし (注) 1	平成25年9月26日
合計	_	_	220, 000 (70, 000)	150, 000 (70, 000)	_	_	_

- (注) 1 本社債に対して、銀行保証について担保が付されております。
 - 2 ()内書は、1年以内の償還予定額であります。
 - 3 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
70,000	80,000			

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		_	_	_
1年以内に返済予定の長期借入金	1, 249, 172	1, 160, 570	1. 27	_
1年以内に返済予定のリース債務	_	_	_	_
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	3, 987, 713	3, 071, 143	1.08	平成24年11月20日~ 平成32年6月25日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	_	_	_	_
その他有利子負債	_	_	_	_
合計	5, 236, 885	4, 231, 713	_	_

- (注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	935, 545	637, 872	590, 856	532, 470

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

		第1四半期 (自 平成22年 11月1日 至 平成23年 1月31日)	第2四半期 (自 平成23年 2月1日 至 平成23年 4月30日)	第3四半期 (自 平成23年 5月1日 至 平成23年 7月31日)	第4四半期 (自 平成23年 8月1日 至 平成23年 10月31日)
売上高	(千円)	2, 705, 196	2, 964, 600	2, 974, 623	3, 503, 603
税金等調整前四半期 純利益金額又は 税金等調整前四半期 純損失金額(△)	(千円)	80, 275	206, 132	△355, 711	555, 668
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)	(千円)	36, 947	105, 756	△227, 200	299, 095
1株当たり四半期 純利益金額又は 1株当たり四半期 純損失金額(△)	(円)	9. 99	28. 59	△61. 42	80. 85

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (平成22年10月31日) (平成23年10月31日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 3, 442, 795 1, 443, 991 売掛金 303, 254 236, 574 商品 71, 715 78, 178 原材料及び貯蔵品 63, 484 67, 119 前渡金 387 390 前払費用 70,302 72, 159 繰延税金資産 110, 132 83,084 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 30,000 その他 14,047 48,869 貸倒引当金 $\triangle 6,671$ $\triangle 5,415$ 流動資産合計 4, 069, 449 2, 054, 953 固定資産 有形固定資産 建物 7,662,205 8, 756, 649 減価償却累計額及び減損損失累計額 $\triangle 1,973,704$ $\triangle 2,959,520$ Ж 1 建物 (純額) 5, 688, 501 5, 797, 129 構築物 1, 209, 951 1, 358, 139 減価償却累計額及び減損損失累計額 $\triangle 469,421$ △709, 204 構築物 (純額) 740,530 648, 934 機械及び装置 82,885 82, 135 減価償却累計額 $\triangle 64, 145$ \triangle 69, 572 機械及び装置 (純額) 18,739 12,562 車両運搬具 57,085 83, 250 減価償却累計額 △28,846 △47, 055 車両運搬具 (純額) 28, 239 36, 195 工具、器具及び備品 1, 156, 278 1, 310, 588 減価償却累計額 △1, 069, 050 △895, 706 工具、器具及び備品(純額) 260, 572 241, 538 **%** 1 土地 1,643,983 1,578,983 建設仮勘定 10, 231 有形固定資産合計 8, 325, 798 8, 380, 343 無形固定資産 借地権 32,094 50, 773 商標権 62 27 ソフトウエア 33, 658 41,524 その他 11, 361 12, 124 無形固定資産合計 85,042 96, 584

		(単位:千円)
	前事業年度 (平成22年10月31日)	当事業年度 (平成23年10月31日)
投資その他の資産		
関係会社株式	137, 489	237, 489
出資金	50	50
関係会社長期貸付金	130, 000	320, 000
敷金	146, 073	143, 318
破産更生債権等	1,013	_
長期前払費用	4, 499	9, 304
繰延税金資産	245, 873	573, 606
その他	104, 596	125, 208
貸倒引当金	△7, 187	△6, 741
投資その他の資産合計	762, 408	1, 402, 236
固定資産合計	9, 173, 249	9, 879, 165
資産合計	13, 242, 699	11, 934, 118
負債の部		
流動負債		
買掛金	600, 212	622, 300
1年内償還予定の社債	*1 70,000	*1 70,000
1年内返済予定の長期借入金	*1, *3 1, 215, 274	*1, *3 1, 126, 922
未払金	287, 978	197, 287
未払費用	191, 154	184, 372
未払法人税等	676, 368	179, 472
未払消費税等	235, 162	_
前受金	358, 164	444, 163
預り金	20, 161	4, 856
賞与引当金	143, 441	153, 431
流動負債合計	3, 797, 917	2, 982, 806
固定負債		
社債	* 1 150, 000	** 1 80,000
長期借入金	*1, *3 3, 902, 805	*1, *3 3, 019, 883
退職給付引当金	60, 148	67, 671
役員退職慰労引当金	190, 972	205, 410
ポイント引当金	11, 187	12, 821
資産除去債務	<u> </u>	250, 716
長期預り金	183, 267	198, 214
その他	13, 900	94
固定負債合計	4, 512, 280	3, 834, 811
負債合計	8, 310, 197	6, 817, 617
7 101 H H I	0,010,101	0,017,011

		(11211117
	前事業年度 (平成22年10月31日)	当事業年度 (平成23年10月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	336, 568	336, 568
資本剰余金		
資本準備金	340, 224	340, 224
資本剰余金合計	340, 224	340, 224
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	1, 100, 000	1, 100, 000
繰越利益剰余金	3, 155, 776	3, 339, 823
利益剰余金合計	4, 255, 776	4, 439, 823
自己株式	△67	△115
株主資本合計	4, 932, 501	5, 116, 500
純資産合計	4, 932, 501	5, 116, 500
負債純資産合計	13, 242, 699	11, 934, 118

(単位:千円)

		(単位:十円)
	前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
売上高	12, 361, 942	11, 809, 930
売上原価	5, 543, 883	5, 342, 007
売上総利益	6, 818, 059	6, 467, 922
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	338, 740	349, 598
販売促進費	285, 297	228, 851
役員報酬	149, 637	150, 118
給料及び手当	1, 265, 725	1, 345, 694
賞与	138, 146	100, 596
賞与引当金繰入額	94, 211	101, 395
退職給付費用	13, 604	14, 404
役員退職慰労引当金繰入額	20, 070	19, 820
福利厚生費	288, 168	310, 944
消耗品費	261, 279	239, 626
賃借料	372, 182	407, 807
減価償却費	782, 639	728, 185
ポイント引当金繰入額	2, 402	1, 962
その他	1, 126, 833	1, 079, 835
販売費及び一般管理費合計	5, 138, 938	5, 078, 841
営業利益	1, 679, 120	1, 389, 081
営業外収益		
受取利息	* 1 2, 750	** 1 2, 498
受取手数料	2, 541	3, 383
受取保険金	3, 074	_
還付加算金	2, 886	_
祝金受取額	3, 220	_
その他	3, 132	4, 613
営業外収益合計	17, 604	10, 495
営業外費用		
支払利息	73, 656	55, 956
株式交付費	18, 312	_
その他	18, 557	11, 511
営業外費用合計	110, 526	67, 468
経常利益	1, 586, 199	1, 332, 108
特別利益	. ,	. ,
貸倒引当金戻入額	346	50
災害保険金	_	66, 558
特別利益合計	346	66, 608
143/4/1.4 TITE EL EL		55,000

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
特別損失		
固定資産除却損	** 2 11, 102	*2 19, 343
減損損失	_	*3 650, 612
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	_	47, 578
災害による損失	_	** 4 130, 593
特別損失合計	11, 102	848, 128
税引前当期純利益	1, 575, 443	550, 588
法人税、住民税及び事業税	818, 133	580, 289
法人税等調整額	△91, 960	△300, 684
法人税等合計	726, 173	279, 604
当期純利益	849, 270	270, 983

【売上原価明細書】

		(自 平)]事業年度 成21年11月 1 日 成22年10月31日)	(自 平)	4事業年度 成22年11月1日 成23年10月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 商品売上原価							
1 期首商品棚卸高		90, 338			71, 715		
2 商品仕入高		1, 455, 237			1, 465, 561		
슴計		1, 545, 575			1, 537, 277		
3 期末商品棚卸高		71, 715	1, 473, 859	26. 6	78, 178	1, 459, 099	27.3
Ⅱ 原材料売上原価							
1 期首原材料棚卸高		40, 571			27, 278		
2 原材料仕入高		1, 477, 680			1, 430, 067		
合計		1, 518, 251			1, 457, 345		
3 期末原材料棚卸高		27, 278	1, 490, 973	26. 9	29, 244	1, 428, 101	26. 7
Ⅲ 労務費			545, 826	9.8		546, 840	10.3
IV 経費							
1 外注費		1, 927, 000			1, 790, 983		
2 その他		106, 222	2, 033, 223	36. 7	116, 982	1, 907, 966	35. 7
売上原価			5, 543, 883	100.0		5, 342, 007	100.0

(単位:千円)

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	92, 896	336, 568
当期変動額		
新株の発行	243, 672	_
当期変動額合計	243, 672	_
当期末残高	336, 568	336, 568
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	96, 552	340, 224
当期変動額		
新株の発行	243, 672	
当期変動額合計	243, 672	_
当期末残高	340, 224	340, 224
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1, 100, 000	1, 100, 000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1, 100, 000	1, 100, 000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2, 306, 506	3, 155, 776
当期変動額		
剰余金の配当	_	△86, 936
当期純利益	849, 270	270, 983
当期変動額合計	849, 270	184, 047
当期末残高	3, 155, 776	3, 339, 823
自己株式		
前期末残高	_	△67
当期変動額		
自己株式の取得	△67	△48
当期変動額合計	△67	△48
当期末残高	△67	△115
株主資本合計		
前期末残高	3, 595, 954	4, 932, 501
当期変動額		
新株の発行	487, 344	_
剰余金の配当	_	△86, 936
当期純利益	849, 270	270, 983
自己株式の取得	△67	△48
当期変動額合計	1, 336, 547	183, 999
当期末残高	4, 932, 501	5, 116, 500

		(井 1111)
	前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
純資産合計		
前期末残高	3, 595, 954	4, 932, 501
当期変動額		
新株の発行	487, 344	_
剰余金の配当	_	△86, 936
当期純利益	849, 270	270, 983
自己株式の取得	△67	△48
当期変動額合計	1, 336, 547	183, 999
当期末残高	4, 932, 501	5, 116, 500

【重要な会計方針】

		Se essere e	To the term of
	項目	前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
1	有価証券の評価基準及び 評価方法	子会社株式 移動平均法による原価法	子会社株式 同左
2	たな卸資産の評価基準及び評価方法	評価基準は原価法(収益性の低下に よる簿価切下げの方法)によっており ます。 ① 商品 ・衣裳・引出物・引菓子 個別法 ・その他の商品 最終仕入原価法 ② 原材料 最終仕入原価法	同左 ① 商品 ・衣裳・引出物・引菓子 同左 ・その他の商品 同左 ② 原材料 同左
		③ 貯蔵品 最終仕入原価法	③ 貯蔵品 同左
3	固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 2年~50年機械及び装置 6年 車両運搬具 6年 工具、器具及び備品 2年~15年なお、事業用定期借地権契約による借地上の建物及び構築物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額を零とした償却を行っております。	①有形固定資産(リース資産を除く) 同左 主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 同左 機械及び装置 同左 車両運搬具 2年~6年 工具、器具及び備品 同左 同左
		②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 また、定期借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。	②無形固定資産(リース資産を除く) 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
	③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・ リース取引のうち、リース取引開始日 が平成20年10月31日以前のものについ ては、通常の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理によっております。	③リース資産同左
4 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理してお ります。	
5 引当金の計上基準	①貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	①貸倒引当金 同左
	②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出 に充てるため、支給見込額に基づき計 上しております。	②賞与引当金 同左
	③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務の見 込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(10年)による定額法により、翌 事業年度から費用処理することとして おります。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係 る会計基準」の一部改正(その3)」 (企業会計基準第19号 平成20年7月 31日)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利 益及び税引前当期純利益に与える影響 はありません。	③退職給付引当金同左
	④役員退職慰労引当金 役員の退職金の支出に備えるため、 内規に基づく期末要支給額を計上して おります。	④役員退職慰労引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
	⑤ポイント引当金 当社の冠婚葬祭の会員組織に加入し ている会員に対して付与した特典(ポイント)の利用に備えるため、当事業 度末において将来利用されると見込ま れる額を計上しております。	⑤ポイント引当金 同左
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度	当事業年度
(自 平成21年11月1日	(自 平成22年11月1日
至 平成22年10月31日)	至 平成23年10月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除 去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用 指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれ ぞれ15,465千円減少し、税引前当期純利益は63,044千円 減少しております。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
(貸借対照表)	
前事業年度において投資その他の資産「その他」に含	
めて表示しておりました「敷金」は、総資産額の100分	
の1を超えることとなったため、当事業年度において区	

分掲記しております。

なお、前事業年度における「敷金」は、112,749千円 であります。

(損益計算書)

前事業年度において販売費及び一般管理費「その他」 に含めて表示しておりました「販売促進費」は、販売費 及び一般管理費の100分の5を超えることとなったた め、当事業年度において区分掲記しております。

なお、前事業年度における「販売促進費」は、 187,987千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「受取保 険金」は、営業外収益の100分の10以下となったため、 営業外収益「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度における「受取保険金」は585千円 であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年10月31日) ※1 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物 4,929,877千円 土地 1, 555, 717 計 6,485,595千円 上記に対応する債務 1年内償還予定の社債 70,000千円 1年内返済予定の長期借入金 1,079,353 社債 150,000 長期借入金 3, 876, 454 関係会社の借入金 83, 556 5, 259, 363千円

2 偶発債務

株式会社極楽の金融機関からの借入金に対して債務 保証118,806千円を行っております。

※3 当社は、設備資金の効率的な調達を行うため金融機関7社とコミット型シンジケートローン契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額

3,300,000千円

借入実行残高

差引額

3,300,000 — 千円

上記コミット型シンジケートローン契約には以下の財務制限条項が付されておりますが、これらに抵触した場合には当該有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。

- ① 平成20年10月期末及びそれ以降の各事業年度末の当社の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、平成19年10月期末の当社の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額または直前の事業年度末の当社の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持しなければならない。
- ② 平成20年10月期及びそれ以降の各事業年度の当 社の損益計算書上、2期連続して経常損失を計上 してはならない。
- ③ 平成20年10月期末及びそれ以降の各事業年度末の当社の貸借対照表における有利子負債の合計金額を2期連続して、当社の損益計算書における売上高の金額に12分の10を乗じた金額以上にしてはならない。
- ④ 平成21年10月期末の当社の貸借対照表における 有利子負債の合計金額を6,400,000千円以上にし てはならない。

当事業年度 (平成23年10月31日)

※1 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。 建物 4,088,851千円

<u>土地</u> 計 1,555,717 5,644,569千円

上記に対応する債務

1年内償還予定の社債70,000千円1年内返済予定の長期借入金1,105,771社債80,000長期借入金3,014,683関係会社の借入金55,908

計

4,326,362千円

2 偶発債務

株式会社極楽の金融機関からの借入金に対して債務 保証84,908千円を行っております。

※3 当社は、設備資金の効率的な調達を行うため金融機関7社とコミット型シンジケートローン契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額

3,300,000千円

借入実行残高

3, 300, 000

差引額

— 千円

同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)			年度 F11月1日 F10月31日)	
※1 各科目に含まれている関係会社は	こ対するものは、		含まれている	関係会社に対	けするものは、
次のとおりであります。			であります。		
受取利息	1,917千円	受取利息			1,962千円
※2 固定資産除却損の内容は、次の す。	とおりでありま	※2 固定資産 す。	除却損の内容	容は、次のと	おりでありま
	6,442千円	9。 建物		1	16, 251千円
構築物	1,919	構築物		1	514
機械及び装置	77	工具、器具	見及び備品		2, 577
工具、器具及び備品	2, 566	計	V/// O MILLE	1	19,343千円
ソフトウエア	96	H		-	20,020 3
計	11,102千円				
	_	※3 減損損失			
		当社は、	以下の資産グ	ループについ	て減損損失を
		計上しまし	た。		
		用途	場所	種類	金額
		婚礼施設	福島県 いわき市	建物 及び 構築物	650,612千円
		L 当社は.	<u>ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>		 出す最小単位
					゛ルーピングを
		行っており			
		当該婚礼	施設は、東日	本大震災の影	響により営業
		活動から生	じる損益が継	続してマイナ	-スとなる見込
		みであるこ	とから、帳簿	価額を回収可	「能価額まで減
		額し、当該	減少額を減損	損失として特	別損失に計上
		しました。			
					り算定してお
				ローの割引率	は国債の利回
		りを使用し 	ております。		
	_	※4 災害によ			
					おり、その主
					1,220千円、営
		美 体止期間	中の固定費46	,509十円であ	ります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		74	_	74

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

74株

当事業年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	74	54	_	128

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

54株

(リース取引関係)

前事業年度 平成21年11月1日 平成22年10月31日) リース取引開始目が平成20年10月31日以前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車両運搬具	81, 142	71, 181	9, 961
工具、器具 及び備品	3, 879	3, 454	424
合計	85, 021	74, 635	10, 386
	and the site of an in-	[(del tier i etc de co

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定しております。
- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 14,339千円 1年超 6,912 合計 21,252千円

- (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リー ス料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占め る割合が低いため、支払利子込み法により算定し ております。
- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

26,634千円

減価償却費相当額

10, 431

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%とし て計算した定率法による減価償却費相当額に9分の 10を乗じた額を減価償却費相当額としております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料

1年内 5,136千円 1年超 74,044 合計 79,180千円

当事業年度 (白 平成22年11月1日 平成23年10月31日)

リース取引開始日が平成20年10月31日以前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車両運搬具	38, 944	35, 948	2, 996
合計	38, 944	35, 948	2, 996

同左

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	5, 243千円
1年超	1, 087
合計	6,331千円
同左	

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

13,886千円

減価償却費相当額

3,884

(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左

(減損損失について)

同左

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料

1年内	5, 136千円
1年超	68, 908
合計	74,044千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式137,489千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式237,489千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

	前事業年度 (平成22年10月31日)		当事業年度 (平成23年10月31日)	
		生の主な原因別 57,993千円 44,973 7,165 110,132千円 136,927千円 24,317 77,209 7,418 245,873千円 356,006千円 356,006千円	(平成23年10月31日) 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の内訳 (繰延税金資産) ① 流動資産 賞与引当金 未払事業税 その他 計 ② 固定資産 減損損失 減価償却超過額 資産除去債務 役員退職慰労引当金 その他 繰延税金負債(固定)と相殺 計 繰延税金負債(固定)と相殺 計 繰延税金資産小計 評価性引当金	の主な原因別 62,032千円 14,177 6,874 83,084千円 255,525千円 180,739 101,364 83,047 35,248 275,875 580,049千円 663,133千円 26,442千円 656,690千円
2	法定実効税率と税効果会計適用後の 率との差異の原因となった主な項目別の 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されないで 住民税均等割等 留保金課税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	の内訳 40.43% 40.43% 0.78% 0.35% 4.00% 0.53%	計 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額	可訳 40.43%

前事業年度	当事業年度
(平成22年10月31日)	(平成23年10月31日)
3 税効果会計に使用する法定実効税率の変更 当事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債 の計算に使用した法定実効税率を前事業年度の 41.74%から40.43%に変更しております。 この結果、流動資産の繰延税金資産が3,568千円 減少及び固定資産の繰延税金資産が7,966千円減少 し、法人税等合計が11,535千円増加しております。	4 決算日後の法人税等の税率の変更 「「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を 図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23年法律第114号)により改正された「法人税法」」及 び「東日本大震災からの復興のための施策を実施する ために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平 成24年11月1日以降に開始する事業年度から法人税率 が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税 金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効 税率は、従来の40.43%から平成24年11月1日以降に 開始する事業年度から3年間は37.75%で、それ以降 は35.38%に変更されます。 なお、変更後の実効税率と当事業年度末に適用した 場合、固定資産の繰延税金資産が70,922千円減少し、 法人税等調整額の金額が同額増加することとなりま す。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年10月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

婚礼施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間に応じて10年~41年と見積り、割引率は1.2370%~2.1810%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注) 209,693千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 36,576 時の経過による調整額 4,446 期末残高 250,716千円

(注)当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)		当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)	
1株当たり純資産額	1,333円32銭	1株当たり純資産額	1,383円07銭
1株当たり当期純利益金額	248円96銭	1株当たり当期純利益金額	73円25銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	248円72銭	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	73円03銭
当社は、平成22年1月28日付で普通株式1株に付き 100株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場 合の前事業年度における1株当たり情報については、以 下のとおりとなります。			
1株当たり純資産額	1,089円85銭		
1株当たり当期純利益金額	109円66銭		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ませんので記載しておりません。			

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成22年10月31日)	当事業年度 (平成23年10月31日)	
貸借対照表上の純資産額(千円)	4, 932, 501	5, 116, 500	
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4, 932, 501	5, 116, 500	
普通株式の発行済株式数(株)	3, 699, 500	3, 699, 500	
普通株式の自己株式数(株)	74	128	
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	3, 699, 426	3, 699, 372	

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
1株当たり当期純利益金額		
損益計算書上の当期純利益(千円)	849, 270	270, 983
普通株式に係る当期純利益(千円)	849, 270	270, 983
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式の期中平均株式数(株)	3, 411, 268	3, 699, 397
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	_	_
普通株式増加数(株)	3, 305	11, 280
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	新株予約権1種類(新 株予約権の数231個) これらの詳細の情報 は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま	新株予約権1種類(新 株予約権の数220個) これらの詳細の情報 は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま

	火東光左 南
前事業年度 (自 平成21年11月 1 日	当事業年度 (自 平成22年11月1日
至 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	至 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)
該当事項はありません。	信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入
	1 プランの概要
	当社は、平成23年12月12日開催の取締役会におい
	て、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企
	業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充 及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高
	接を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的とし
	て、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の
	導入を決議いたしました。
	本プランは、「アイ・ケイ・ケイ従業員持株会」(以
	下、「持株会」)に加入する全ての従業員を対象とする
	インセンティブ・プランです。本プランでは、当社が
	信託銀行に「アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信
	託」(以下、「従持信託」)を設定し、従持信託は、5
	年間を最長期間として持株会が取得すると見込まれる
	規模の当社株式を予め取得します。その後は、従持信
	託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行わ トストサス 信託 終了時 5 7 2 5 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	れると共に、信託終了時点で従持信託内に株式売却益 相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が
	情 当 領が 系領 した 場合 には、 当 該体 丸 元 が 益 伯 当 領 が 一 残 余 財 産 と し て 受 益 者 適 格 要 件 を 満 た す 者 に 分 配 さ れ 一
	ます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得する
	ための借入に対し保証をしているため、当社株価の下
	落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信
	託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当
	の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社
	が当該残債を弁済することになります。
	2 従持信託の概要
	(1) 名称 アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信
	託 (a) 王元才 (b) [1]
	(2) 委託者 当社 (2) 承託者 (3) 平台 (4) (4) (4) (4)
	(3) 受託者 野村信託銀行株式会社
	(4) 受益者 受益者適格要件を満たす者(受益権確 フェカの変化後 マのチによたタステ
	定事由の発生後一定の手続きを経て存 在するに至ります。)
	(5) 信託契約日 平成23年12月12日
	(6) 信託矢約日 平成23年12月12日 (6) 信託の期間 平成23年12月12日~平成28年12月27日
	(7) 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株
	式の供給及び受益者適格要件を満たす
	者への信託財産の交付
	1 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10
	3 従持信託による当社株式の取得の内容
	(1) 株式の種類 当社普通株式
	(2) 取得の総額 191百万円
	(3) 取得株式数 201,000株
	(4) 取得方法 当社代表取締役社長である金子和斗志
	が保有する株式から取得
	(5) 取得日 平成23年12月28日

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 及び減損損失 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	7, 662, 205	1, 114, 602	20, 158	8, 756, 649	2, 959, 520	992, 789 (521, 299)	5, 797, 129
構築物	1, 209, 951	148, 803	616	1, 358, 139	709, 204	240, 059 (129, 312)	648, 934
機械及び装置	82, 885	_	750	82, 135	69, 572	6, 043	12, 562
車両運搬具	57, 085	26, 165	_	83, 250	47, 055	18, 209	36, 195
工具、器具及び備品	1, 156, 278	223, 050	68, 740	1, 310, 588	1, 069, 050	239, 357	241, 538
土地	1, 578, 983	65, 000	_	1, 643, 983	_	_	1, 643, 983
建設仮勘定	10, 231	520, 824	531, 056	_	_	_	_
有形固定資産計	11, 757, 622	2, 098, 446	621, 321	13, 234, 746	4, 854, 403	1, 496, 459 (650, 612)	8, 380, 343
無形固定資産							
借地権	38, 415	20, 684	_	59, 100	8, 327	2, 005	50, 773
商標権	389	_	_	389	361	35	27
ソフトウエア	69, 034	4, 714	_	73, 749	40, 090	12, 579	33, 658
その他	15, 215	1,677	_	16, 892	4, 767	914	12, 124
無形固定資産計	123, 055	27, 075	_	150, 131	53, 547	15, 534	96, 584
長期前払費用	8, 126	10, 539	3, 823	14, 842	5, 537	1, 910	9, 304
繰延資産							
_	_	_	_	_	_	_	_
繰延資産計	_	_	_	_	_	_	_

- (注) 1 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
 - 2 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。 建物 盛岡支店 590,426千円、富山支店(レストラン施設) 321,935千円 構築物 盛岡支店 130,671千円
 - 工具、器具及び備品 盛岡支店 84,475千円、富山支店(レストラン施設) 37,853千円
 - 3 建設設仮勘定の当期増減額は富山支店(レストラン施設)、盛岡支店に係るものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	13, 858		1, 652	50	12, 156
賞与引当金	143, 441	153, 431	143, 441	_	153, 431
役員退職慰労引当金	190, 972	19, 820	5, 382	_	205, 410
ポイント引当金	11, 187	1, 962	328	_	12, 821

⁽注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、債権回収等による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	6, 901
預金	
当座預金	1,668
普通預金	1, 435, 028
別段預金	392
預金計	1, 437, 089
合計	1, 443, 991

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	230, 536
三井住友カード株式会社	1, 160
株式会社フォトクリエイト	1, 037
株式会社ハセガワ	962
株式会社ジェーシービー	805
その他	2, 072
計	236, 574

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	次期繰越高(千円)	回収率(%) (C) (A)+(B)×100	滞留期間(日) (A)+(D) 2 (B) 365
303, 254	12, 232, 794	12, 299, 473	236, 574	98. 1	8.1

⁽注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 商品

区分	金額(千円)
ドレス	44, 271
衣裳小物	18, 750
芳名帳	4, 842
寿袋	2, 454
写真商品	2, 440
その他	5, 418
計	78, 178

d 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
パンフレット	16, 540
食材類	15, 701
ドリンク類	13, 542
封筒	9, 209
パソコン	3, 971
その他	8, 153
計	67, 119

② 負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ムービー企画	21, 761
株式会社シーボン福岡	20, 655
福岡メディックス株式会社	15, 494
株式会社ヤマ日	14, 566
株式会社ミート玉屋	12, 390
その他	537, 432
::h	622, 300

b 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社佐賀銀行	435, 018
株式会社三井住友銀行	268, 080
株式会社日本政策金融公庫	155, 180
伊万里信用金庫	80, 328
株式会社福岡銀行	59, 988
その他	128, 328
計	1, 126, 922

c 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	1, 094, 328
株式会社佐賀銀行	1, 012, 723
伊万里信用金庫	250, 198
株式会社三菱東京UFJ銀行	144, 064
株式会社日本政策金融公庫	137, 343
その他	381, 227
計	3, 019, 883

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	10月31日
剰余金の配当の基準日	4月30日 10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。http://www.ikk-grp.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません

- (注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨 定款に定めています。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) 平成23年1月27日福岡財務支局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第15期(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) 平成23年1月27日福岡財務支局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第15期(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) 平成23年1月31日福岡財務支局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第16期第1四半期(自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)

平成23年3月14日福岡財務支局長に提出。

第16期第2四半期(自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日)

平成23年6月13日福岡財務支局長に提出。

第16期第3四半期(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

平成23年9月13日福岡財務支局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成23年2月3日福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書 平成23年3月16日福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書 平成23年4月15日福岡財務支局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年1月27日

アイ・ケイ・ケイ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治 卿 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 宏 文 印 業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイ・ケイ・ケイ株式会社の平成21年11月1日から平成22年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当 監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を 基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全 体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイ・ケイ・ケイ株式会社及び連結子会社の平成22年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アイ・ケイ・ケイ株式会社の 平成22年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統 制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明 することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができ ない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アイ・ケイ・ケイ株式会社が平成22年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年1月27日

アイ・ケイ・ケイ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 宏 文 印 業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイ・ケイ・ケイ株式会社の平成22年11月1日から平成23年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイ・ケイ・ケイ株式会社及び連結子会社の平成23年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アイ・ケイ・ケイ株式会社の平成23年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アイ・ケイ・ケイ株式会社が平成23年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月27日

アイ・ケイ・ケイ株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治 ⑩ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 宏 文 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイ・ケイ・ケイ株式会社の平成21年11月1日から平成22年10月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい る。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって 行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監 査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイ・ケイ・ケイ株式会社の平成22年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月27日

アイ・ケイ・ケイ株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 宏 文 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイ・ケイ・ケイ株式会社の平成22年11月1日から平成23年10月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい る。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって 行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監 査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイ・ケイ・ケイ株式会社の平成23年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成24年1月27日

【会社名】 アイ・ケイ・ケイ株式会社

【英訳名】 IKK Inc.

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 佐賀県伊万里市新天町722番地5

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所

で行っております。)

福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 金子和斗志は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その 目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務 報告の虚偽の記載を完全に防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年10月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の 評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロ セスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼ す統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統 制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点(当社)を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。更に、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断 しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成24年1月27日

【会社名】 アイ・ケイ・ケイ株式会社

【英訳名】 IKK Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 金子 和斗志

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 佐賀県伊万里市新天町722番地5

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所

で行っております。)

福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長金子和斗志は、当社の第16期(自平成22年11月1日 至平23年10月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。